

令和7年度

岩手県生涯学習推進研究発表会 資料

子どもの「居場所」づくりと社会教育の課題
に関する研究
(1年次)

発表者

岩手県立生涯学習推進センター
社会教育主事 佐々木 学

目 次

I 研究の概要	
1 研究主題-----	1
2 研究目的-----	1
3 年次計画-----	2
II 研究の内容	
1 子どもの居場所とは	
（1）子どもの居場所論の歴史的背景-----	3
（2）文献から見る子どもの居場所論-----	9
（3）子どもの居場所づくりの公的な制度化とその課題-----	15
（4）子どもの権利と参画による居場所づくり-----	16
（5）現代社会に求められる子どもの居場所とは-----	21
2 国と本県における居場所づくり施策の動向	
（1）国における居場所づくり施策の動向-----	22
（2）本県における居場所づくり施策の動向-----	25
「岩手県教育振興計画 2024～2028」-----	25
「いわてこどもプラン 2025～2029」-----	26
（3）市町村における居場所づくり施策の動向-----	28
盛岡市-----	28
久慈市-----	29
奥州市-----	29
雫石町-----	30
山田町-----	32
金ケ崎町-----	32
3 県内の子どもの居場所づくりの事例	
（1）調査の概要-----	35
（2）事例調査-----	36
山田町ふれあいセンター「はぴね」-----	36
奥州市青少年育成市民会議-----	41
金ケ崎町放課後自習室「W I B」（地域おこし協力隊）-----	46
III 研究のまとめ	
1 研究の成果-----	57
2 今後の課題-----	57
引用文献・主な参考文献-----	58
[巻末資料] 令和7年度 事業づくり研修講座-----	59

I 研究の概要

1 研究主題

子ども¹の「居場所」と社会教育の課題に関する研究

2 研究目的

近年、「子どもの居場所」「子どもの居場所づくり」という言葉が取り上げられるようになってきた。これだけ居場所づくりの必要性が叫ばれる背景には、少子高齢化や核家族化による家庭や地域の教育力の低下、空気を読み、過度に周囲に合わせながら生きていくことを強いられるような同調志向のストレスフルな人間関係、結果や能力重視で自分の存在意義や評価が決まってしまうような社会の風潮等、様々な要因が考えられる。このような中で、連日のように報道される、いじめ、孤立、不登校、ひきこもり、自殺等は、子どもたちが生きづらさを抱えながら他者や社会とのつながりを見失ってしまったり、消失してしまったりした結果とも言えるのではないかと思う。安心する、認められる、自分らしくいられる、受け止めてもらえるような場所があることは、このような時代を生きていく子どもたちの心の支えになるであろうことは疑いない。その意味で、確かに子どもの居場所づくりは、現代社会に求められる喫緊の課題なのである。

2023年、こども家庭庁が発足し、子ども・若者の孤立や孤独の問題に対応するための政策の一環として「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定された。この指針では、子どもを「権利の主体」として捉え、安心して過ごせる場の整備に社会全体で取り組む必要性があることが述べられている。

本県においては「いわての子どもを健やかに育む条例」に基づき、2025年から5年間の総合計画「いわてこどもプラン」が策定されている。このプランでは、子どもが「愛され、大切にされている」と実感できる社会の実現を目指し、子どもの居場所づくりを重要施策として位置付けている。

しかし、県内において社会教育行政活動として積極的に子どもの居場所づくりに取り組んでいる例を聞いたことはない。子どもの居場所づくりの必要性や課題認識がどれほど浸透し、受け止められているのかも問題となる。

筆者としては、社会全体で子どもの居場所づくりを推進していくことは、子どもたちが大事にされる地域社会の形成に、より具体的には未来を担う人づくり、多くの世代が交流する活気ある地域づくりに繋がるのではと捉えている。

以上のことから、本研究では子どもの居場所とは何かということ、まずは文献調査を通して考察していく。その上で県内の高校生以下の子どもの居場所を運営している団体や機関の取組と照らし合わせることで、子どもの居場所・居場所づくりの、子どもにとっての、そして地域・社会にとっての意義を確認したいと考えている。加えて全国における子どもの居場所づくりの先進的な取組についても分析・考察していくことで、子どもの居場所・居場所づくりの意義と必要性を再確認していきたいと考えている。そうした調査と分析を通じて、子どもの居場所・居場所づくりにおける社会教育行政の現段階における関わり、今後の社会教育行政が果たすべき役割や取り組むべき課題を提示していきたい。

¹ 本論文では「子ども」と表記するが、引用文献中の表記は原文に従う。

3 年次計画

1年次 (令和7年度)	(1) 文献・資料等により、子どもの居場所づくりの歴史的背景、定義、あり方について明らかにする。 (2) 本県における子どもの居場所づくりの取組事例について分析・考察する。
2年次 (令和8年度)	(1) 県外における子どもの居場所づくりの取組事例について分析・考察する。 (2) 子どもの居場所づくりのための社会教育行政の役割の有無や方法を考察する。

II 研究の内容

I 子どもの居場所とは

(1) 子どもの居場所論の歴史的背景

ア 1980年代 教育現場での不登校問題の顕在化

そもそも「子どもの居場所」という言葉は、1980年代以降、不登校（「登校拒否」）問題を契機に社会的に語られるようになったのが始まりである。1980年代に学校に行かない、行けない子どもたちが増加し、「登校拒否」が社会問題として認識され始めた。学校に行けないことや行かないことが社会規範から逸脱した「病気」とみなされる風潮があった。その中で「居場所」は学校外で子どもが安心して過ごせる空間、つまりフリースペースやフリースクールを指す言葉として使われるようになった。1984年には「登校拒否を考える会²」が発足し、全国のフリースペース・フリースクールのネットワークが形成されていった。阿比留は、「当時、不登校の子どもにとって、昼間に安心して過ごすことのできる場所はほとんどなく、フリースクール・フリースペースは、そんな不登校の子どもたちの『居場所のなさ』に対応して、安心してありのままの自分でいられる場所としてつくられた³」と述べている。また、萩原は、「特別な意味を帯びた『居場所』という言葉は、不登校・登校拒否問題を切り口としながらも、当事者である子どもや若者の声に寄り添い、そこに大人も含めた現代社会の生きづらさを敏感にキャッチした市民が、人間の生の在り様や在り方を根底から問い直す感性的な表現として生み出されていったものと言える。それは、深く子ども・若者の感性に響きあう大人とともに人間社会と生の在り方を深く問い直す、いわば存在論的な意味を色濃く帯びた言葉であった⁴」と述べている。

つまり、「居場所」という言葉は、フリースクール・フリースペースの登場によって、学校教育への「対抗」、あるいは管理や統制を重視しがちな学校教育の在り方を問い直すという側面をもった言葉として登場したことが分かる。

イ 1990年代 心理的・社会的な「居場所」の必要性の高まり

1992年に当時の文部省の学校不適応対策調査研究協力者会議から「登校拒否問題について－児童生徒の『心の居場所』づくりを目指して－」という報告書が出された。この報告書で初めて公文書において、政策の用語として「居場所」という言葉が使用された。この中で、登校拒否は「どの子にも起こりうるもの」と定義し、特別な子どもの病気ではなく、心理的・情緒的、社会的な要因によるものと位置づけ、心の居場所とは「児童生徒が自己の存在感を実感し、精神的に安心していられる場所」と定義づけた。この報告書は、日本の不登校対策において「居場所」という概念を導入した重要な報告書であった。1980年代に学校に行けない子どもたちのために登場した「居場所」という言葉が、1990年代のこの報告書によって、

² 1984年に奥地圭子によって設立された市民団体であり、不登校の子どもを持つ保護者がつながり、経験や悩みを共有しながら学び合う場を提供している。月例会や通信発行、相談活動などを通じて、子どもの権利と多様な学びのあり方を社会に提起してきた。

³ 阿比留久美『孤独と居場所の社会学』大和書房、2022年、p16

⁴ 萩原健次郎『居場所 生の回復と充溢のトポス』春風社、2018年、p27

「学校が児童生徒の心の居場所になるべきである」という理念が強く出されたことになる。

ウ 1990年代後半～2000年代 社会の価値観の変化

1997年には全国の小中学生の不登校の数が10万人を超え、学校だけでは対応しきれない子どもたちの存在が明らかとなり、学校外の支援の必要性が高まっていった。「学校に行くことがすべてではない」「子ども一人ひとりにあった成長の場が必要である」という考え方が広まっていった。一方、家庭や地域の教育力が弱まり、子どもが安心して過ごせる場が不足する中で、国や自治体の政策の中に「居場所」という言葉が使われ始めるようになった。前述した1992年の報告書を受け、政策として2003年に「新子どもプラン⁵」、2004年に「子どもの居場所づくり新プラン⁶」が展開していった。これにより具体的施策である「地域子ども教室⁷」が登場する。このプランが3年間で終了し、2007年には文部科学省と厚生労働省の共同事業である「放課後子どもプラン」となった。これにより現在全国展開されている「放課後子ども教室⁸」が登場した。

エ 2010年代～現代 多様化する居場所

この時代における居場所づくりは、子どもの貧困、孤立、不登校、引きこもりなどの社会課題に対応するため、地域・行政・民間が連携して多様な形で展開されるようになった。2012年に東京都大田区で初の「子ども食堂⁹」が誕生し、その後全国に広がった。2016年には「教育機会確保法¹⁰」が成立し、不登校の子どもに対して、学校外での学びが法的に認められる可能性と共にフリースクールや民間施設での学習も「教育機会」として尊重されるようになる。学校復帰を目的とせず、子どもの意思と成長が大切にされる居場所づくりが全国各地で見られるようになる。また、居場所づくりの担い手も多種多様になっていく。子ども食堂、冒険遊び場、子ども会、児童館活動等を実施している団体が、自分たちの活動を「居場所」という言葉を用いて説明するようになり、今では、居場所が多様化、スプロール化¹¹している状態にもなっている。

⁵ 少子化対策の一環として、国・地方自治体・企業が一体となって次世代育成支援に取り組むための具体的実施計画である。保育サービスの充実、働き方の見直し、地域における子育て支援、子どもの社会性・自立支援など、4つの重点課題を掲げ、2010年代初頭までの目標達成を目指した。

⁶ 家庭や地域の教育力の低下、青少年の問題行動の深刻化といった社会的背景を踏まえ、子どもが安心して過ごせる「心の居場所」の整備を目的とした包括的施策である。地域子ども教室推進事業を中核に、異年齢・異世代交流の促進、安全・安心な活動空間の確保、家庭教育支援などを柱として展開された。

⁷ 文部科学省が2004年度より開始した委託事業で、学校施設等を活用して放課後や週末に子どもたちの安全な居場所と多様な体験活動を提供することを目的とする。地域住民の参画を得て、文化活動、スポーツ、交流などを通じて子どもの健全育成と地域の教育力再生を図るものである。

⁸ 文部科学省が2007年度より開始した事業であり、地域住民や大学生、NPO等の協力を得て、学校施設等を活用しながら、放課後に子どもたちの安全・安心な居場所と多様な体験活動を提供することを目的としている。地域子ども教室推進事業と放課後児童クラブの統合的推進を図る「放課後子ども総合プラン」の一環として位置づけられている。

⁹ 子どもが一人でも安心して訪れることができる無料または低額の食事提供の場であり、地域住民や団体によって自発的に運営される民間型の社会活動である。2012年に東京都大田区の八百屋店主が始めた取組が発祥とされ、孤食の解消、食支援、地域交流、見守り機能など多様な目的を持つ「みんなの居場所」として全国に広がっている。2024年度には全国で10,867箇所が確認されており、公的な制度の裏付けはないものの、地域福祉・教育・子育て支援の実践的インフラとして注目されている。

¹⁰ 正式名称：義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律。2016年に制定された法律であり、不登校児童生徒や義務教育未修者に対して、学校外の多様な学びの場を含めた教育機会の確保を目的とする。学校復帰を唯一の目標とせず、子どもの社会的自立を尊重しつつ、夜間中学の整備や民間機関との連携による支援を制度的に位置づけている。

¹¹ 都市が計画性を欠いたまま郊外へと拡散・膨張していく現象を意味する。子どもの居場所のスプロール化とは、居場所が地域に広がりすぎて点在し、子どもが必要なときに十分にアクセスできない状態を指す。

社会の出来事や国の政策・施策と子どもの居場所の歴史を時系列で整理を試みたものが〔表1〕である。

〔表1〕

※網掛け部は、自立が前面に打ち出された政策・施策

年・年代	社会の出来事	社会の流れ	国の政策・施策
1980年代	・登校拒否が社会問題化する ¹²	・フリースクール・フリースペースが登場する	
1984年	・「登校拒否を考える会」が発足する	・フリースクール・フリースペースのネットワークが形成される ・学校教育への管理主義・競争主義・点数主義への批判が高まる ・オルタナティブ教育 ¹³ への機運が高まる	
1990年	・教育支援センター（適応指導教室 ¹⁴ ）が各自治体の教育委員会に設置される		・文部省「不登校はどの子にも起こりうる」との見解を示す
1992年	・不登校が増加する ¹⁵ ・いじめによる自殺が相次ぐ	・居場所が学校以外だけでなく学校も含めて語られるようになる	・文部省「児童・生徒の心の居場所づくりを目指して」において初めて公文書に「居場所」という言葉が登場する
1994年	・愛知県西尾市でいじめによる中学生の自殺 ¹⁶ が発生する		
1995年	・阪神・淡路大震災 ・地下鉄サリン事件 ・スクールカウンセラー		

¹² 国立政策研究所の資料によると、不登校児童生徒の数（「学校基本調査における年間50日以上欠席した児童生徒」）は、昭和41年から昭和49年度までは減少傾向にあったが、中学校では昭和50年度（全国で7,704人）から、小学校では昭和58年度（全国で3,840人）から増加し始めた。
<https://www.nier.go.jp/shido/centerhp/lsyu-kaitai/lsyu-kaitai090330/lsyu-kaitai.3futoko.pdf>（最終閲覧2025-1-15）

¹³ 学校教育法に基づく公教育とは異なる理念・方法に基づいて展開される教育の総称で、子どもの主体性や個性を尊重し、探究型・体験型・少人数制などの柔軟な学びを特徴とする。代表的な実践には、シュタイナー教育、モンテッソーリ教育、フリースクール、デモクラティックスクールなどがあり、画一的な教育制度に馴染みにくい子どもに対する選択肢として注目されている。

¹⁴ 文部科学省が1990年に導入した不登校対策事業の一環であり、学校に通うことが困難な児童生徒に対して、学習支援・心理的支援・生活習慣の改善などを通じて学校復帰を支援する公的施設である。市町村教育委員会が設置・運営し、学校外の空間で子どもが安心して過ごしながら社会的自立を目指す場として機能する。

¹⁵ 注12の資料によると、年間30日以上欠席者は、中学校では58,421人、小学校では13,710人。

¹⁶ 1994年に発生した深刻ないじめによる中学生の自死事件であり、日本のいじめ問題と教育行政の対応を問う象徴的な事例。

	¹⁷ が制度化する		
1997年	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市須磨区で14歳少年による殺傷事件¹⁸が発生する ・全国の不登校数が10万人を超える 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に行くことがすべてではないという考えが広まる ・国や自治体の政策の中に「居場所」という言葉が使われ始める 	
2003年		<ul style="list-style-type: none"> ・自立を促す政策が次々と出されていき、居場所はそこで支援を実行化していくための手段として位置づけられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新子どもプラン」 ・「若者自立・挑戦プラン」
2004年			<ul style="list-style-type: none"> ・「子どもの居場所づくり新プラン」による「地域子ども教室」が登場する
2005年			<ul style="list-style-type: none"> ・「若者自立塾¹⁹」
2006年			<ul style="list-style-type: none"> ・「地域若者サポートステーション²⁰」
2007年	<ul style="list-style-type: none"> ・このころから小学生の暴力行為が増加し始める 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの居場所が学校で安心・安全に活動できるものへ移行していく 	<ul style="list-style-type: none"> ・「放課後子どもプラン」による「放課後子ども教室」が登場する
2008年	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールソーシャルワーカー²¹活用制度が事業化する 		
2010年			<ul style="list-style-type: none"> ・「子ども・若者ビジョン²²」
2012年	<ul style="list-style-type: none"> ・初の子ども食堂が誕生する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域・行政・民間が多様な形で居場所を展開するようになる 	

¹⁷ 臨床心理士や公認心理師などの心理専門職が学校に配置され、児童生徒・保護者・教職員に対して心理的支援を行う制度である。1995年度に文部科学省が導入し、不登校やいじめなどの深刻化を背景に、学校内における心のケア体制の充実を目的として全国の中学校を中心に配置が進められた。

¹⁸ 1997年、神戸市須磨区で14歳の少年が小学生を襲撃し、2人を死亡させた連続殺傷事件。犯行声明文に「酒鬼薔薇聖斗」と名乗り、社会に衝撃を与えた。少年法の見直しや教育・福祉制度の課題が広く議論される契機となった。

¹⁹ 正式名称：若者職業的自立支援推進事業。厚生労働省が2005年度から実施したニート等の若者に対する就労支援事業であり、3～6か月間の合宿形式による集団生活を通じて、生活訓練・職業体験・コミュニケーション支援などを行い、社会的・職業的自立を促すことを目的とする。対象は、学校・職業訓練・就労のいずれにも属していない35歳未満（後に40歳未満）の未婚者であり、地域若者サポートステーションと連携しながら全国で展開された。

²⁰ 厚生労働省が委託する若年者向けの就労支援機関であり、働くことに困難を抱える15歳から49歳までの若者に対して、相談支援、職業体験、面接指導、定着支援などを無料で提供する。NPO法人や民間団体が運営し、全国179か所（令和7年度現在）に設置されており、ハローワークや教育・福祉機関と連携しながら、社会的・職業的自立を促進する役割を担っている。

²¹ 教育現場において児童生徒が抱える問題（不登校、いじめ、虐待、ヤングケアラーなど）に対し、家庭・学校・地域・福祉機関などとの連携を通じて環境的支援を行う専門職である。

²² すべての子ども・若者が安心して成長・活躍できる社会の実現を目指す、政府の包括的な育成支援方針であり、2010年に「子ども・若者育成支援推進法」に基づいて策定された。

2015年	・小学生の暴力行為発生率が高校生を上回る		
2016年	・教育機会確保法が成立する	・不登校の子どもの学校外での学びが法的に認められる	
2021年			・「子ども・若者育成支援推進大綱 ²³ 」
2023年	・こども家庭庁が発足する		・「COCOLOプラン ²⁴ 」が策定される ・「こどもの居場所づくり指針」が策定される ・「こどもの居場所づくり支援体制強化事業 ²⁵ 」が実施される
2024年	・不登校児童生徒数が過去最多の35万3,970人に達する。 ・暴力行為発生件数が小・中・高等学校全体で過去最多の12万8,859件となる。 ・いじめの認知件数が小・中・高等学校及び特別支援学校全体で76万9,022件となる。		
2025年			・2025年度中に都道府県及び市町村の「こども計画 ²⁶ 」作成が努力義務化される ・次期学習指導要領の「論点整理」が公表される

²³ 「子ども・若者育成支援推進法」第8条に基づき、政府（子ども・若者育成支援推進本部）が策定する基本方針である。すべての子ども・若者が健やかに成長し、社会的に自立・活躍できるよう、教育・福祉・雇用・医療などの分野を横断した総合的支援の方向性を示すものであり、困難を有する子ども・若者への支援、社会環境の整備、支援人材の育成などが重点施策として掲げられている。

²⁴ 「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」として文部科学省が策定した包括的支援施策であり、Comfortable, Customized and Optimized Locations of learning の頭文字を取った名称。校内に支援センター設置が促進される。

²⁵ こどもの視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、地方自治体におけるこどもの居場所づくりの支援体制の構築等に必要の実態調査・把握や広告啓発活動の支援を行うとともに、NPO法人等が創意工夫して行う居場所づくりのモデル事業を継続して実施する事業。

²⁶ 2023年4月1日に施行されたこども基本法（令和4年法律第77号）第10条に基づき、都道府県および市町村が策定に努めることとされている総合的な計画である。同法は、子どもの権利保障を基本理念とし、国が定める「こども大綱」（2023年12月閣議決定）を勘案して策定されることが求められる。なお、策定義務は努力義務であり、既存の子ども・子育て支援事業計画や子どもの貧困対策計画等と一体的に作成することが可能である。

学校に行けない、行かない子どもたちのためのフリースクールが「居場所」という言葉を使い始めたにも関わらず、国は制度の中に居場所事業を取り込もうとしていることが分かる。これは、フリースクール単独では限界があり、制度化することにより持続可能な支援体制を築こうとする狙いもあるのではないだろうか。しかし、2003年頃から頻出された制度としての居場所事業は、子ども・若者を自立させようという傾向が強い。このことは、生きづらさを抱える人たちにとってますます困難を感じさせるものになっていると思われる。2007年の「地域子ども教室」から「放課後子ども教室」への移行によって、地域住民の主体的な関与や地域の特色ある活動が失われることが懸念されてきた。これは、放課後子ども教室が学校施設を活用するケースが多く、子どもの安全確保のためにマニュアルや指導者配置が制度化されることにより、柔軟な地域活動よりも「管理された居場所」としての性格が強まるためである。萩原は、子どもの居場所が制度化することで次のような制約が生まれると指摘している。²⁷

- ① 参加対象が小学生に特化されてしまうこと
- ② 日常生活のほとんどが学校空間に限定されること
- ③ 学校の間人間関係がそのまま持ち込まれていくこと
- ④ かかわる大人がみな「先生」となり、放課後の大人との関係性が「先生－児童」の関係性に局限されていくこと

生きづらさを感じる子ども達にとって心の拠り所となるべき居場所が、学校にいることとほとんど変わらない状態（居場所の学校化）となる可能性が考えられる。制度化は、居場所事業を「一部の民間の善意」から「公的責任による教育機会の保障」へと転換するが、その過程で子ども達の居たい場所とのずれが生じてしまう危険性があるということを常に自覚しておくことが求められるということでもあろう。

²⁷ 萩原建次郎『居場所 生の回復と充溢のトポス』春風社、2018年、p29

(2) 文献から見る子どもの居場所論

居場所については様々な文献が出版されている。ここでは、レイ・オルデンバーグ、萩原建次郎、阿比留久美の著作を基に、子どもの居場所の特徴や定義を見ていくこととする。なお、下線は、筆者が子どもの居場所の要素として重要になると考える部分である。

ア レイ・オルデンバーグによる居場所論

アメリカの都市社会学者であるレイ・オルデンバーグは、著書『サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地のよい場所」』において、第1の居場所（ファーストプレイス）としての家、第2の居場所（セカンドプレイス）としての職場や学校、そして第3の居場所、つまりサードプレイスとしての居場所の重要性を最初に唱えた人物である。彼はその著書で、現代社会におけるストレスや孤立に対して、人々が社会とのつながりを築き、自分を解放できる場としてのサードプレイスに必要な条件に以下の8つを挙げている。²⁸（以下はオルデンバーグの著作内容を基に筆者が要約し、下線を施したもの）

- 1 中立的な空間：特定の団体や個人に属さず、誰でも自由に参加できる
- 2 平等主義：社会的地位や役割に関係なく、誰もが対等に扱われる
- 3 会話が中心：気軽でユーモアのある会話が主な活動となっている
- 4 アクセスのしやすさ：徒歩で行ける距離にあり、誰でも気軽に立ち寄れる
- 5 常連の存在：常連客が空間の雰囲気を作り、新しい人も歓迎される
- 6 控えめな雰囲気：家庭的で派手さがなく、誰もが安心できる
- 7 気分が良くなる場所：陽気でウィットに富んだ交流が行われる
- 8 第2の家のような感覚：精神的な安らぎや帰属感が得られる

カフェ、喫茶店、パブ、公園、広場、コーヒーハウス等が各国の代表的な居場所として紹介されている。オルデンバーグの理論は、教育、福祉、都市計画等、様々な分野に影響を与えており、現代の居場所づくりの根幹となるものである。

さらに、オルデンバーグは次のように述べ、万国に共通する居場所の定義としてまとめている。

サードプレイスは、中立の領域に存在し、訪れる客たちの差別をなくして社会的平等の状態にする役目を果たす。こうした場所の中では、会話が主な活動であるとともに、人柄や個性を披露し理解するための重要な手段となる。サードプレイスはあって当たり前のもと思われていて、その大半は目立たない。人はそれぞれ社会の公式な機関で多大な時間を費やさなければならぬので、サードプレイスは通常、就業時間外にも営業している。サードプレイスの個性は、とりわけ常連客によってきまり、遊び心に満ちた雰囲気を特徴とする。他の領域で人々が大真面目に関わっているのとは対照的だ。家とは根本的に違うたぐいの環境とはいえ、サードプレイスは、精神的な心地よさと支えを与える点が、良い家庭に酷似している。

以上が、万国共通の、活気あるインフォーマルな公共生活に不可欠と思われるサードプレイスの特徴だ。

出典：『サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地のよい場所」』、みすず書房、2013年、p97 下線は筆者

²⁸ レイ・オルデンバーグ『サードプレイス コミュニティの核になる「とびきり居心地のよい場所」』みすず書房、2013年、p67～97

奇しくもオルデンバーグがサードプレイスの考えを提唱したのは1989年であり、日本における不登校児童が抱える「学校にも家庭にも居場所がない」という状況と重なる。居場所の必要性は日本に限ったことではないものと思われる。オルデンバーグによる居場所の定義は、子どもに限定したものではないが、現代社会における孤立やストレスの緩和、地域コミュニティの再生に大きな可能性を持つものと考えられる。地位や肩書にとらわれず、誰もが対等な関係となって交流することができる空間は非常に魅力的であり、フリースクールや子ども食堂、図書館、公民館の活用、高齢者や子育て世代の孤立を防ぎ、地域のつながりづくりに応用できる考え方である。オルデンバーグの考えから、古くからある喫茶店や定食屋、銭湯、駄菓子屋を思い出す。あらゆる肩書がそこでは無効化され、一人の人間としての多世代を超えた交流が、居心地のよさを感じさせるのではないだろうか。また、サードプレイスは現代では希薄になってしまった気かけあえる関係性を生み出す魅力も持っている。一方で、オルデンバーグが例示しているカフェや喫茶店等はサードプレイス化する一方で商業化しやすい、費用が掛かることから経済的に利用が困難になる人が出てくる等の課題が考えられる。

イ 萩原建次郎による居場所論

駒澤大学教授であり、教育人間学・社会教育学の専門家である萩原は、子ども・若者の「居場所」や「自己形成空間」に関する理論と実践を牽引する研究者である。萩原は、現代の子どもが置かれている状況を「自己責任と過剰な能力主義の世界」と捉え、「生産性・有用性の世界」から解放され「生命性・存在性の世界」を回復できる場所の必要性を訴えている。以下が、萩原建次郎が考える居場所の定義である。（萩原の居場所の定義は子どもに限定された理論ではないものの、普遍性があり、子ども・若者の居場所を論じた著書の中で登場するものである）

〈居場所の意味と成立条件〉

- 1 居場所は「自分」という存在感とともにある。
- 2 居場所は自分と他者との相互承認というかかわりにおいて生まれる。
- 3 そのとき生きられた身体としての自分は、他者・事柄・物へと相互浸透的に伸び広がっていく。
- 4 同時にそれは世界（他者・事柄・物）の中での位置感覚の獲得であるとともに、人生の方向の生成でもある。

〈居場所を喪失することの意味と条件〉

- 1 居場所は、他者・事柄・物からの一方的規定によって喪失していく。
- 2 それは世界の中での「自分」という位置、人生の方向性、存在感の同時喪失を意味している。
- 3 それはまた自明な世界の喪失でもあり、より安全な居場所へのひきこもりをうながす。

出典：萩原建次郎『居場所 生の回復と充溢のトポス』春風社、2018年、p111 下線は筆者

萩原の居場所の定義を理解するためには、萩原が考える子どもを取り巻く3つの世界を理解する必要がある。萩原の3つの世界観とそれらの関連性、現在と過去における子どもの世界の変容

について見ていくこととする。(ア)～(ウ)は萩原の著作を基に筆者が要約したものである。

(ア)「生産性・有用性の世界」²⁹

これは、PDCAを回して効果を検証する、数量的なエビデンスに基づいて満足度やニーズを分析して資金や人材を投入する等、すべてが規格化され、交換可能なものとして扱われる社会的な枠組みのことである。子どもたちにも「自立」の名のもとに生産性を高めるための能力開発が強く求められるような世界のことを指す。高度経済成長以降の日本社会では、教育や福祉の場においても「成果」「効率」「役割遂行」が重視されてきた。自立支援政策やキャリア教育が「自分で選び、自分で責任を取る」ことを強調する一方で、失敗や困難を抱える子ども・若者は「努力不足」とみなされ、居場所を失いやすくなる。この世界は、「結果を出して価値を証明する世界 (doing・havingの世界)」と説明されている。

(イ)「生命性・存在性の世界」³⁰

これは、人間が「ただ生きていることの喜び」や「存在していることの意味」を実感できる空間や関係性を指す。自然の中で身体を使って遊んだり、人と深く関わったりする中で喜びを実感できる、決まった枠組みやルールにとらわれない、他者から存在を承認されることで人間の基盤が生まれる、無目的な時間の共有等が重視される世界のことである。これは、成果や有用性を重視する社会構造への批判として位置付けられ、萩原の居場所論の根幹をなす概念であり、「ただそこにいて良い、生きているだけで価値があるという世界 (beingの世界)」と説明されている。

(ウ)「中間の共同世界 (縁側的な中間領域)」³¹

前述の「生産性・有用性の世界」と「生命性・存在性の世界」を結び付け、両方の世界を生きるための土台となる重要な概念として、「中間の共同世界 (縁側的な中間領域)」を挙げている。これは、公的な世界 (学校、職場等) でも私的な世界 (家庭等) でもない、2つの世界の中間世界で、非公的で緩やかな共同性の世界を指す。ここは、「生産性・存在性の世界」を具体的に実現する場であり、萩原建次郎が考える「居場所」である。萩原は、この世界を「閉じられたプライベートな場でも、制度機能化されたパブリックな場でもない、その中間に位置し、顔の見える関係性の網目によって支えられている³²」と説明している。また、「中間」とは「制度と非制度の中間」という意味も含まれていると解釈できる。完全に制度化された空間でもなく、完全に私的でもない、制度に包摂されつつも、制度に回収されない柔らかな空間ということである。これは、「制度と非制度」「公と私」の中間にこそ、生成的な関係性や居場所が生まれるという意味であると考えられる。こうした中間の共同世界として、児童館や青少年交流センター等の社会教育施設の可能性を指摘していることは興味深い。

²⁹ 萩原建次郎『子ども・若者の居場所と人間形成』東信堂、2024年、p23～26, 72～76, 83～86

³⁰ 萩原建次郎『子ども・若者の居場所と人間形成』東信堂、2024年、p23～26, 77～80, 85～86

³¹ 萩原建次郎『子ども・若者の居場所と人間形成』東信堂、2024年、p21, 26

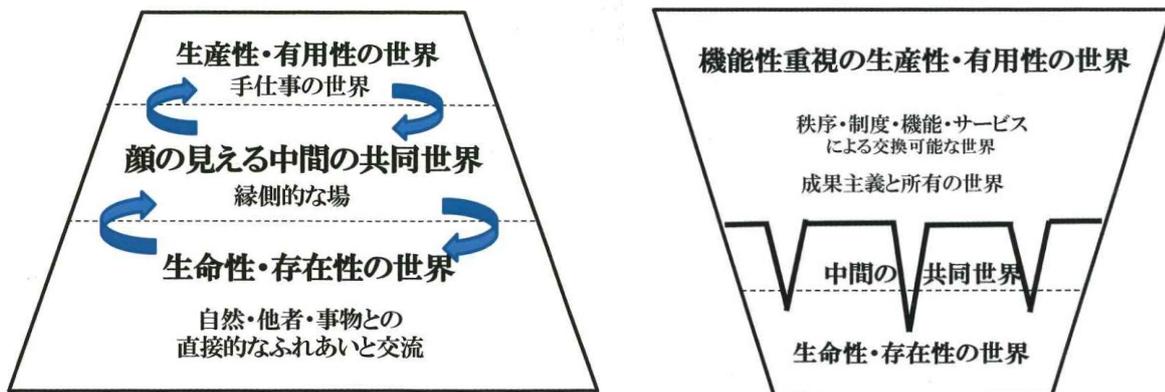
³² 萩原建次郎『子ども・若者の居場所と人間形成』東信堂、2024年、p19

中間の共同世界の特徴を整理すると次のようになる。以下は、萩原の考えを筆者が解釈し要約したものである。

- 〈中間の共同世界の特徴〉
- ・制度的支援を受けながらも、制度の論理に還元されない柔らかな空間。
 - ・匿名性や一方的な支援ではなく、お互いの顔が見え、存在が認識され、関係性が育まれる場。
 - ・支援者と子ども・若者が互いに影響し合い、ともに空間をつくる関係性。
 - ・「一緒にいること」そのものが意味を持ち、成果や役割に還元されない存在の共有。
 - ・予定調和的な活動ではなく、偶発性や遊び、対話を通じて新しい意味や関係が生まれる場。

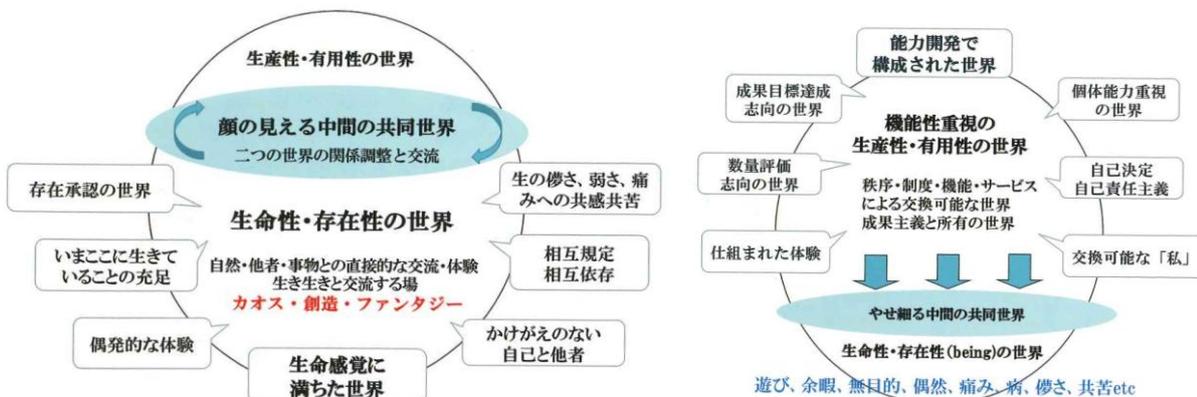
(エ) 子どもを取り巻く3つの世界の変化

萩原によれば、高度経済成長期以前と現代の子どもの成育環境は、大きく変わってきているという。[図1] 機能性が重視された「生産性・有用性の世界」が肥大化し、「中間性の世界」がやせ細ってきていると指摘する。[図2]



[図1] 高度経済成長期以前の子ども・若者の成育環境（左）と現代の子ども・若者の成育環境（右）

萩原建次郎『子ども・若者の居場所と人間形成』東信堂, 2024年より抜粋



[図2] 肥大化する生産性・有用性の世界/やせ細る中間の共同世界

萩原建次郎『子ども・若者の居場所と人間形成』東信堂, 2024年より抜粋

萩原の居場所論を振り返ってみると、子どもの居場所づくりは、「中間の共同世界」の中にいかに「生命性・存在性の世界」（遊び、余暇、無目的、偶然等）を取り入れていくかということがポイントとなる。

「中間の共同世界」は物理的空間として家でも学校でもない場所の必要性を訴えているという点では、前述のオルデンバーグと重なる部分がある。また、「中間」のもう一つの意味が、制度と非制度の間であると解釈できることから、居場所づくりを制度化することで、居場所の質が画一化されること等が危惧される一方、制度化によるメリットも存在する。そして、前述したとおり萩原は「居場所を喪失することの意味と条件」について、「居場所は、他者・事柄・物からの一方的規定によって喪失していく」と述べている。これはどのようなことを意味しているのであろうか。萩原は著書の中で、「子ども・若者にできるだけその権限を委譲しつつ、参加と参画の機会づくりを小さなスケールからはじめる³³」という子どもの権利と参画の重要性に触れている。多くの子どもの居場所は、教育的視線の中で子どもが操作されてきたと言えるのではないか。大人からの決めつけや操作により、子ども主体の居場所でなくなる可能性が高い。それは、「より安全な居場所へのひきこもりをうながす」という萩原の居場所論（p10）と前述の〔表1〕（p5）における社会の出来事が関連性を帯びてくると言えないだろうか。

また、萩原は、「自立」について以下のような興味深い指摘をしている。

確かに近代化によって個人のさまざまな権利は獲得され、個の自立と自由は促進されたかに見える。しかし、近代化がより一層進行した現代社会においては、「自立」をゴールとする政策を前面に押し出すことは、若者を一層孤立の不安へと駆り立て傷つける。（中略）それゆえ制度・政策として強調すべきは「自立」ではない。必要なのは、多様な他者・自然・事物との豊かな交流（相互性）を含み、カオス性、創造性、想像性を許容する世界、子ども・若者の生命の根をのびのびと張ることのできる生命性の世界（beingの世界）の回復である。

それらの回復のカギを握るのが「居場所」であると私は捉えている。

萩原建次郎『子ども・若者の居場所と人間形成』東信堂、2024年、p6より抜粋

「生命性・存在性の世界」を体感しないまま、子どもの自立を促すような居場所づくりは、子どもの「自立」ではなく「孤立」を生み出すだけなのではないだろうか。

一方で、萩原の居場所論は、抽象化された理念的な側面が強く、実践への具体的な展開については今後さらに検討の余地があると考えられる。また、議論の中心が都市部に置かれているため、地域性を考慮した視点の追加が期待される。

ウ 阿比留久美による居場所論

早稲田大学文学学術院教授で、子ども・若者が育つことのできる場所や関係性について社会教育の立場から研究をしている阿比留久美は、居場所について以下のような見解を示している。

（ア）何者でもない自分

現代社会の、あらゆる行動や存在に「意味」や「目的」が求められがちであり、居場所づくりでも「若者の自立支援」「地域共生」「社会参加」等の目的が付与されることが多く、居場所

³³ 萩原建次郎『子ども・若者の居場所と人間形成』東信堂、2018年、p131

の本質を損なうことや、「何者かであること」を強いられるのではなく、ただ「いる」ことが許される場こそが本当の居場所として重要であることを示唆していると解釈できる。³⁴

(イ) 自立と依存の共存関係

「自立とは依存先を増やすことだ」「健常者は何にも頼らず自立していて、障害者はいろいろなものに頼らないと生きていけない人だと勘違いされているが真実は逆で、健常者は様々なものに依存できていて、障害者は限られた者にしか依存できない。だからこそ、日常生活の中で不便が起きるのだ」³⁵という小児科医の熊谷晋一郎の言葉を紹介し、「一人で何でもやる自助型の自立を目指すのではなく、他者とつながりながら生きていく道を探っていこうという生き方は非常に重要」³⁶と述べている。

(ウ) 「過剰居場所化」への懸念

阿比留は、「過剰居場所化」とは、「ある場所を客観的（物理的・時間的・メンバーシップ性）にも、主観的にも唯一の居場所とするあまり、その場に対して過剰に依存度が高くなる状態³⁷」と説明している。その場合、その場所を唯一の自分の居場所として維持するために、多くのエネルギーが割かれることになる。そして、その居場所が居場所で無くなった時にどこにも行き場がなくなってしまう。だからこそ地域に複数の居場所が必要になると考えられる。また、「画一的な場所がたくさん増えても、おそらく人はそんなに生きていくことが楽にはなりません。自分の『居場所』を確保するためにその画一性に自分のほうを合わせていかなければならなくなるからです。それぞれの人々が場所に自分を合わせるのではなく、自分に合った場を見つけることができるようになるためには、多様な場が必要なのです。だからこそ、それぞれの人々が欲しいと思う場所を、小さくつくっていくこと、そしてそのようないとなみを多くの人々がしていくことが非常に大切になっていきます³⁸」と述べ、多様な小さな居場所が複数あることの大切さを強調している。

(エ) 政策における居場所

阿比留は、2000年代中盤以降に子ども・若者に自立を促す政策が次々と出され、居場所のない人たちに自己責任を押し付ける構造を危惧している。「政策課題として行われる居場所づくりは、『当事者が、その場所を居場所として感じ、認識する』居場所を実現しようとするものではなく、『居場所がない人に対して、居場所という手段を提供することを通じて、様々な目標を達成させようとする』ことにもつながる³⁹」と述べ、居場所づくりに関する政策が目指すものと人々の居場所となるものの本質が根本的に異なり、政策における居場所づくりは、「子ども・

³⁴ 阿比留久美（2025）「意味を問わない場所の力」D×P タイムズ <https://www.dreampossibility.com/times/15553/>（最終閲覧 2025-1-15）を参照し、筆者が解釈したもの

³⁵ 阿比留久美『孤独と居場所の社会学』大和書房、2022年、p181

³⁶ 同前

³⁷ 同前 p25

³⁸ 同前 p209

³⁹ 同前 p38

若者を主体として捉える視点が決定的に欠けています⁴⁰」と指摘している。

阿比留の子どもの居場所に対する考え方を筆者が解釈し、まとめると以下のようになる。

- | |
|-------------------------------------|
| 1 居場所は、 <u>意味を問われない場所</u> である |
| 2 居場所は、 <u>自立を目指す場所</u> ではない |
| 3 多様な <u>小さな居場所</u> がたくさんあることが重要である |
| 4 公的制度としての居場所と人々の居場所になりうるものは本質的に異なる |

阿比留の考えは、居場所について「ただ生きることの人間としての価値」に重点を置いている。これは前述した萩原の「生命性・存在性の世界」と非常に近いと思われる。また、居場所づくりは自立が目的ではないということ、人々の自立を促す政策の問題を鋭く指摘している部分も、前出の萩原と共通している点である。管理や過剰な目的付けを排し、子どもの主体性を自然に生み出そうとしている視点は非常に共感できる。しかし、「意味を問われない場所」を公的資源や制度的枠組み（法制度、財源、評価システム等）の中でどのように実現していったらよいかということについては、研究を進めていく上で明らかにしていかなければならない点である。公的制度に依存する居場所は、評価や成果指標を求められやすい。成果がなければ制度的枠組みとして持続可能なのかという疑問もある。そのような中で完全に意味を問わない居場所をつくっていくことは容易ではないと思われる。

(3) 子どもの居場所づくりの公的な制度化とその課題

これまで子どもの居場所の歴史や居場所のあり方について考えてきた。では、子どもの居場所づくりが制度化されるということは何を意味しているのであろうか。

居場所づくりは「制度の狭間にある⁴¹」と言われる。これは、既存の法律や行政制度のどこにも完全に収まらない状態を指している。制度は支援が必要な特定の人を対象とすることが多い。しかし、前述した「意味を問われない場所」「誰でも来て良い場所」のような広範囲で曖昧な定義のもとで行われる居場所づくりは、制度の対象となりにくい。それは、公的予算や人員配置の対象にもなりにくいということの意味する。また、日本の制度は「教育」「福祉」「地域振興」等、縦割りとなっているため、横断的な機能を持つ居場所づくりは、どの行政部門・法律にも完全に収まらないことになる。結果的に予算や責任の所在が不明確になりやすい。そして最も懸念されることは、子どもの居場所が制度化されることによって、子どものための居場所が、画一化され、大人主体の居場所になってしまうということである。

子どもの居場所づくりが制度化されることによるメリットとデメリットは以下のように整理できそうである。

制度化のメリット	制度化のデメリット
<ul style="list-style-type: none">・制度として位置付けられることで、予算や人材が確保され、持続的な運営が可能になる・基準やガイドラインが整備されるため、安心	<ul style="list-style-type: none">・居場所づくりが画一化されやすい・子どもの主体性が失われやすい・省庁・部局の責任が曖昧になりやすい

⁴⁰ 阿比留久美『子どものための居場所論』かがわ出版, 2022年, p13

⁴¹ 令和5年度版厚生労働白書において、「制度の狭間にある課題」として、ひきこもり、ヤングケアラー、ひとり親家庭などが例示されている。これらは既存の縦割り制度では十分に対応できず、居場所づくりのような横断的支援が必要とされると記されている。

<p>して利用できる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域差や団体の資金力による格差が縮小する 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが居たい場所とのずれが生じる恐れがある ・自由度や柔軟性が失われやすい ・報告義務や予算申請が煩雑になる ・制度が終了すると、資金確保が難しくなる
--	--

このように子どもの居場所づくりを制度化することは、メリットとデメリットがある。子どもがいたい場所としての居場所を考えるならば、制度化することで子どもの主体性が損なわれる可能性がある。しかし、地域に継続して子どもの居場所を確保するためには、制度の中に取り込まれたほうが、予算が付き持続性が確保されるということになる。子どもの主体性を尊重しながら、制度的支援が可能な居場所づくりはできないものなのか。

(4) 子どもの権利と参画による居場所づくり

子どもの居場所の主役は子どもである。しかし、子どもの居場所を制度化することにより、行政の枠組みに組み込まれることで「安全・安心」は確保されやすい一方、子どもが自ら関わり、選び、つくり出す余地が狭まるために主体性が失われる可能性があることが見えてきた。子どもの居場所を制度化することに課題があることを指摘しているのは、萩原と阿比留の共通点である。両者のもう一つの共通点は、「子どもの権利保障と子どもの主体的参画」を居場所づくりの核心に位置付けていることである。ここでは、子どもの権利がどのように変遷してきたのか、子どもが主体的に参画するとはどのようなことなのかを見ていくこととしたい。

ア 子どもの権利

(ア) 「子どもの権利条約」の採択

1989年には、子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)が国連で採択された。この条約は、18歳未満の子どもを「権利の主体」として位置づけ、子どもの生存、発達、保護、参加という4つの柱で子どもの権利が包括的に保障された。

(イ) 「子どもの権利条約」の批准

1994年に日本は前述の子どもの権利条約を批准した。以降、子どもの権利条例⁴²を制定する自治体がわずかながら登場した。しかし、政府は国内法ですでに子どもの権利は保障されているとの立場を取り、特別な国内法の整備は行われなかった。

(ウ) 「児童福祉法」の改正

2016年に児童福祉法が改正された。長らく子どもの権利保障の観点での法整備がされてこなかったが、この改正により子どもの権利が明記され、児童が権利の主体であることが示された。

⁴² 国連で採択された児童の権利に関する条約(1989年)および日本の批准(1994年)を背景に、地方自治体が子どもの権利を保障するために制定する条例である。主な内容は、子どもを権利主体として位置づけ、生存・発達・保護・参加の権利を明記し、意見表明権や遊ぶ権利などを保障することにある。また、権利侵害時の救済制度としてオンブズマンや審査機関を設置するケースが多い。2025年現在、全国で80以上の自治体が制定している。

〈改正前〉

総則

第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。

2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。

第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

〈改正後〉

総則

第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されると、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。

第2条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

○2 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。

○3 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。

(エ) 「こども基本法」の制定

子どもの権利条約の精神に基づき、日本国内で具体的な施策を進めるための国内法である。全ての子どもの権利を保障するための法律として2023年4月に施行された。次世代を担う全ての子どもが心身の状況や置かれた環境に関わらず、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指し、国や自治体、社会全体でこども施策を総合的に進めることを目的としている。

「こども基本法」の基本理念は以下の6つである。

- ① 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
- ⑤ こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有することの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

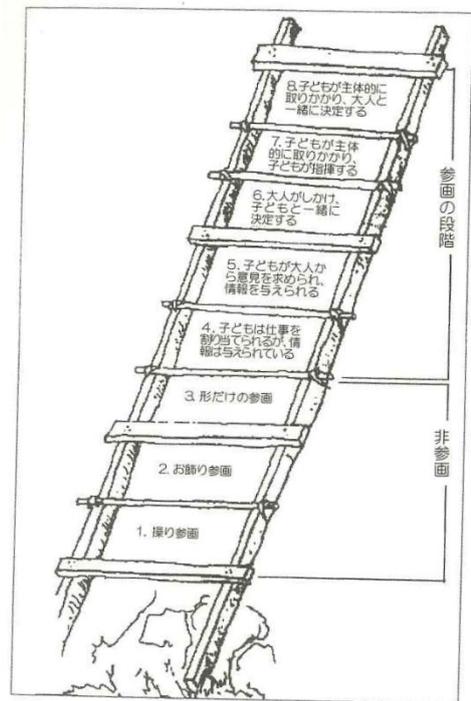
文部科学省「こども基本法概要」より引用

https://www.mext.go.jp/content/20220725-mxt_syoto02-000023936_20.pdf（最終閲覧 2025-1-15）

条文を見ていくと、「こども基本法」第3条第3項は、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」を基本理念としている。これは、国連の「子どもの権利に関する条約」で定められた、「意見表明権」と「参画の権利」を反映したものである。この理念に基づいて国や地方公共団体、社会全体が、子どものための政策を進めていくことが求められるようになり、子ども施策全体の目標や方向性を示す計画として「こども大綱」が、また、より具体的な計画として「こどもの居場所づくりに関する指針」が示された。

イ 子どもの参画

子どもの参画について、もっとも有名なロジャー・ハートの考えに触れておきたい。ロジャー・ハートは、子どもの参画を「意思決定への実質的な関与」と定義し、参画の質を示すモデルとして「参画のはしご」を提案した。このモデルは、子どもの関与が操作的・象徴的な段階から、主体的な意思決定に至るまでの8段階を示している。参画の段階1～3は形だけの参加であり、4～8は子どもが主体的に意見を出し、意思決定に影響を与える。子どもが自分の意見を尊重されることで、居場所が「自己決定や自己表現ができる場」となる。最終的に子どもと大人と一緒に居場所をつくりあげていくという姿勢が必要である。



ロジャー・ハート『子どもの参画』萌文社、2020年、p42より抜粋

参画の段階	子どもの状態
8. 子どもが主体的に取りかかり、大人と一緒に決定する	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが活動を主導し、大人と意思決定を共有 ・子どもと大人が対等な関係で協働
7. 子どもが主体的に取りかかり、子どもが指揮する	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが活動を企画・運営し、大人は必要な支援を行う ・主体性が最大限尊重される
6. 大人がしかけ、子どもと一緒に決定する	<ul style="list-style-type: none"> ・大人が活動を始めるが、意思決定は子どもと共有 ・パートナーシップ型の参加
5. 子どもが大人から意見を求められ、情報を与えられる	<ul style="list-style-type: none"> ・大人が意思決定するが、子どもの意見を聞き、説明も行う ・子どもの声が一定程度反映される
4. 子どもは仕事を割り当てられているが、情報は与えられている	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは役割を与えられ、その目的や意味を理解している ・意思決定権はない

3. 形だけの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの意見が聞かれるが、実質的には反映されない ・「子どもも参加した」という形だけの関与
2. お飾り参加	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもはイベントや活動に「飾り」として参加するだけ ・意味や目的を理解していない
1. 操り参加	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもは活動に関わっているように見えるが、実際は大人の目的達成のために利用されている ・意見を求められず、意思決定に関与しない

田中は、この「参画のはしご」について、以下のような興味深い指摘をしている。⁴³

ここで問題なのは、第6段と第7段は必ずしも連続していない、ということである。6段と7段では活動の主導権が大人から子ども（若者）へと移っている。大人側としては4段から6段までは予定調和的に「指導」することは可能であるが、7段へ至るためには「飛躍」が必要である。すなわち、若者主導の活動のためにはある「不連続」があり、それを生み出す要因は何なのかを考えねばならない。

田中が指摘する子ども主導の活動のために必要なこととは、大人の意識の変革、つまり「子ども観の転換」なのではないだろうか。そこに社会教育が果たすべき役割があると考えられる。

このように望ましい子どもの居場所づくりには「子どもの権利」を守り、主体的に関われる「子どもの参画」が不可欠であるということが見えてきた。大人主体から子ども主体の居場所づくり、さらに子どもと大人と一緒に居場所を考えていくことが大切であることが分かる。

さらに、2025年9月に中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会によってまとめられ、「論点整理」として公表された「次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方⁴⁴」においても子どもの参画が色濃く反映されている。「第7章(6)子供のより主体的な社会参画に関わる教育の改善」の項目の中で「教育振興基本計画や教育大綱の策定をはじめとする地方公共団体での議論において、子供の意見表明の機会を設ける等、学校を超えて子供の社会参画を促すことを検討すべき」としていることから、子どもが社会の構成員の一員であり、地域づくりのパートナーであるという考え方が広まってきていることが分かる。[資料1]

⁴³ 田中治彦・萩原建次郎 編著『若者の居場所と参加 ユースワークが築く新たな社会』東洋館出版, 2012年, p10

⁴⁴ 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会 論点整理(素案), 2025年
https://www.mext.go.jp/content/20250904-mxt-kyoiku-000043994_03.pdf (最終閲覧 2025-1-15)



子供のより主体的に社会参画に関わる教育に関する現状と課題

【現状】

1. 現行学習指導要領までの改善

- 教育基本法では、教育の目的（第一条）として、教育は「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質」を備えた国民の育成を期して行われなければならない、と規定
- 選挙権年齢の引き下げに伴い、主体的な社会参画等に必要なる力を身に付ける新科目「公共」を高校に新設するとともに、総務省と協力して、政治や選挙等に関する副教材を作成し、毎年全高校1年生に配布
- 現行学習指導要領では、社会科を中心に政治的教養を育む教育を充実するなどの改善を図るとともに、特別活動では「様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、等しく合意形成に関わり役割を担うようにすること」や「自分たちできまりをつくって守る活動などを充実すること」を明示
- こうした中、特に高等学校を中心として、選挙管理委員会等との連携により模擬議会、模擬投票等の取組も見られる

2. こども基本法の制定など近年の動き

- 「こども基本法」（令和5年施行）では、子供の権利の保障、意見表明及び社会参画の機会の確保、子供の最善の利益の考慮等を基本理念として規定
- 令和4年に生徒指導要領が改訂され、「発達を待たず生徒指導」の考え方が示されるとともに、子供の生活に影響を及ぼし得る校則については、子供の意見を聴取した上で定めていくことが望ましい旨規定された
- こうした中、校則の見直しや生徒によるルール形成の取組なども中学校・高等学校を中心として広がりを見せつつある
- 18歳の社会参画に関する意識は改善傾向であるものの、諸外国と比べると改善の余地が大きい。10-20代の投票率は、約3割と低い状況が続いている一方、家庭や学校、地域で「ルール決めに関わった経験がある」場合、「普段から投票に行っている」と回答する割合が高いなどの調査結果も出ている

【課題】

1. 教育内容面の課題

- 選挙権年齢の引き下げに伴い、高校教育において特に大きな改善を図ったが、更なる取組の余地がある。また、中学校において校則見直しなどの取組が進む一方、子供の関わりが十分ではない例が見られるほか、小学校においても、学校運営上の様々な場面において、子供の主体的な参画の余地が大きい
- 小中高を通じて、GIGAスクールで整備されたクラウド環境を活かして、意見を可視化したり、少数意見を吟味したりして、よりよい合意を実現する取組が進みつつあるが、道半ば
- 我が国の学校教育の長所であるはずの協調性の涵養が、ともすれば集団性の強調に陥り、子供にとって意義が不明確な校則や学級ルールなどの存在とも相まって、「同調圧力」への偏りを生んでいる側面も指摘されている。また、意見表明の機会の確保や対話や協働を通じた参画の機会は、多様性を包摂する教育の実現にとっても重要であるが、十分に整備されているとは言えない

2. 学校・社会の受け皿などの課題

- 子供の意見を授業や教育課程に活かす仕組みや、その際の指導技術などが未成熟という課題もある
- 子供を社会の一員として受け止め、その意見を政策や社会の仕組みづくりに活かす地域・社会の受け皿が不足している
- 総じて、子供たちにとって身近な社会である学級・学校をフィールドにして、意見表明の機会、合意形成の機会、参画の機会をより充実させる余地があるものと考えられる。そのために、学習指導要領において関連する教育内容を適切に盛り込むとともに、教員研修を含め、必要な条件整備を図る必要がある



具体的な方向性と論点

1. 子供の社会参画に関わる教育内容の充実

<全ての教科を通じた改善>

- ① 社会科・公民科を中心としつつ、関連する教科等のWGで、子供の社会参画や意見表明を推進する観点から、見直すべき点がないか検討すべき
※ 模擬議会・模擬選挙など、地域社会と連携した実践的な学習活動の推進方策については、総務省と協議
- ② 全ての教科等を通じて、自分の意見の根拠を持った説明、一方的な意見の主張に止まらない対話を含む「協働的な学び」を一層重視すべき
※ フィルターブル・エコーチェンバーの影響が強く指摘される中、第四章（1）では情報モラルやメディアリテラシーの向上を含む情報活用能力の抜本的な向上の方策を整理しているが、これらも社会参画に関わる教育内容の改善の一環として捉えつつ、今後関連する教科等のWGで検討を深める

<特別活動における改善>

- ※ 特別活動：「集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、よりよい集団や学校生活を目指して様々な活動に実践的に取り組む領域」
- ① 身近な社会である学級・学校で、多様な個性や特性、背景を持つ他者との対話や協働により、児童生徒が主体となってルールの形成や学校生活の改善、学校行事など様々な活動に参画することにより、「生成AI時代の主権者」として、確かな民主主義の担い手を育み、共生社会を実現する基盤を提供する領域として、特別活動の位置付けを明確化すべき
- ② 児童会・生徒会活動について、教師の適切な指導のもと、校則など学校のルールの設定をはじめとする学校運営に発達段階に応じて子供が関わる仕組みであることを、教育的活動という性質に十分配慮しつつ、明示的に示していくべき（補足イメージ 取組例①②）
- ③ 学校行事について、各行事の特質や教師の過度な負担を生じさせない観点を踏まえつつ、子供たちが創造する活動である旨をより明確にすべき（取組例③）
- ④ 学級活動について、学級内の多様性を前提に、共生社会の実現に向けた納得解を形成することの重要性をより明確に位置付けてはどうか。このことが社会的障壁の低減や教育課程全体の包摂性の向上に資することが期待される（取組例③）
- ⑤ 以上の改善の実効性を上げるためにも、子供が主体的・実践的に取り組む活動という特別活動の特質を踏まえ、内容の精選を進めるとともに、学習評価の質を向上させるための合理化を検討すべき

2. 取組を促進する方策の充実

<教師の負担への配慮等>

- ① 児童生徒の意見を活かした学校運営やルールの形成等の取組を円滑かつ豊かなものにするよう、クラウドツールの活用方法を含め、意見表明を過度な負担なく学校の様々な活動や運営に繋げる好事例等について、整理・提供すべき
- ② 児童生徒の参画や意見を活かした学校運営、授業づくりに関する指導上の工夫等について、学校管理職や教師等に対する研修を充実させていくべき

<子供の意見を反映させる受け皿の整備>

- ① 子供が学校生活での気づきや悩みをクラウドで寄せることができる仕組みなど、学校運営の包摂性を高める取組の一環として、教師の過度な負担なく児童生徒の声を聞く取組を促すことを検討すべき
- ② 学校運営協議会制度（コミュニティスクール）において、子供の社会参画を促す方策を検討すべき（取組例⑤）
 - 子供の社会参画や意見表明の推進を議題とする
 - 子供自身が学校運営協議会に参画する
- ③ 学校評価において、学校運営の評価・改善プロセスに子供が関わることについて、子供の社会参画に関わる教育内容と関連づけることを促すことを検討すべき（取組例⑥）
- ④ 教育振興基本計画や教育大綱の策定をはじめとする地方公共団体での議論において、子供の意見表明の機会を設ける等、学校を超えて子供の社会参画を促すことを検討すべき（取組例⑦）

[資料1] 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程企画特別部会

「次期学習指導要領に向けた検討の基盤となる考え方」より抜粋（囲みは筆者）

(5) 現代社会に求められる子どもの居場所とは

これまで見てきたことをもとに、子どもの居場所の要素やあり方を「子どもの居場所の基本的な要素」と「子どもの居場所に求められる要素」を以下のように分類・整理した。これを子どもの居場所の仮説として定義することとする。

〈子どもの居場所の基本的な要素〉

- ・子どもの居場所は、ありのままの自分でいられる場所である
- ・子どもの居場所は、誰でも自由に訪れることができる場所である
- ・子どもの居場所には、偶発性や遊び、対話が重要である
- ・子どもの居場所は、子どもの意見が尊重される場所である

〈子どもの居場所に求められる要素〉

- ・子どもの居場所は、他者とのつながりの中で自分を確立する場所である
- ・子どもと大人と一緒に居場所づくりをしていく必要がある
- ・多様で小さな居場所が複数存在することが望ましい

このように考えると、子どもの居場所づくりの本質と社会教育の理念は多くの部分で一致することが分かる。「子どもの居場所づくりは、子どもに関わることであるため、学校教育が担当すべき」、「子どもの居場所づくりは支援が必要な子どもに対して行うため、福祉部局が担当すべき」、「社会教育が学校教育以外の成人に対して行われるものであるため、社会教育は関係がない」という固定概念が強いのではないだろうか。「誰でも参加できる」「主体的な学び」「関係性・つながり」「地域に根差す」という社会教育の理念は、子どもの居場所づくりの要素と一致する。子どもの居場所づくりは、社会教育の理念を「子どもに焦点を当てて具体化したもの」と言うことができる。ということは、子どもの居場所づくりを推進していくことは、社会教育の重要な役割であると考えられる。

2 国と本県における居場所づくり施策の動向

(1) 国における居場所づくり施策の動向

こども家庭庁の発足（2023年4月）を前に、国は「こどもの居場所づくりに関する調査研究」を実施した。さらに同年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」が策定された。ここでは、これらの資料を基に国における子どもの居場所づくりの動向を見ていくこととする。

「こどもの居場所に関する調査研究」では、居場所づくりを考えるにあたって、「居たい」「行きたい」「やってみたい」という3つの視点から、大人や社会が子どもの居場所づくりをする際に大切にしたい視点が整理されている。[資料3]

居場所の現状と課題、及び提言

- 居場所づくりにおける理念と大切にしたい視点 -



*こども家庭庁は令和5年4月1日の設立です。

- **こども・若者の居場所づくりにおける理念**
心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、こども・若者の権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができると目指す。
*こども基本法及び、こども政策の新たな推進体制に関する基本方針に定められている理念に沿って作成
- **こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点**



- 居場所づくりにおいて重要なことは、**こども・若者の主体性の尊重**である。
- その場を居場所と感じるかどうかが等は、本人が決めることである。
- そうした観点から、**こども・若者の声（視点）**を軸に「居たい・行きたい・やってみたい」の3つの視点で整理した。
*こども・若者の声には相互に矛盾するものもあるが、多様な居場所づくりにおいてそれぞれ尊重したい視点であるため、そのまま記載した。居場所が求められる根拠として受け止められることを願う。

“居たい”	“行きたい”	“やってみたい”
<ul style="list-style-type: none"> ■ 居ることの意味を問われないこと ■ 信頼できる人、味方になってくれる人がいること ■ 過ごし方を選べること ■ ありのまま、素のままでいられること ■ 誰かとつながれること ■ 気の合う人がいること ■ 安心・安全な場であること ■ くつろげる環境が整っていること ■ 居ただけ居られること ■ 助けてほしいときに、助けてくれる人がいること ■ 誰かとコミュニケーションできること ■ 話を聴いてくれること ■ 別の目的をもった人がいても、同じ空間にいられること ■ 一人で居ても気にならないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 自分を受け入れてくれる誰かがいること ■ 身近にあること ■ 気軽に行ける、一人でも行けること ■ お金がかからずに行けること ■ 誰でも行けること ■ 行ききりがあること (必要に応じて、こども・若者へアウトリーチで関わる) ■ 自分と同じ境遇や立場の人がいること ■ いつでも行けること (こども・若者自身が居場所に行く時間を選ぶ) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>いろいろな人と出会うこと</u> ■ 好きなこと、やりたいことができること ■ 自分の意見を言える、聴いてもらえること (自分の意見が反映される) ■ 一緒に学ぶ人、 学びをサポートしてくれる人がいること ■ いろいろな機会があること (興味や希望に沿ったイベントがある) ■ <u>未来や進路を考えるきっかけがあること</u> ■ <u>あこがれを抱ける人がいること</u> ■ 新しいことを学ぶこと ■ 自分の役割があること

[資料3] 内閣官房こども家庭庁設立準備室 『こどもの居場所に関する調査研究報告書概要版』より抜粋 下線・囲みは筆者

「居たい」「行きたい」の視点を見ると、これまで述べてきた居場所の条件と多くの部分で一致する。さらに新たな居場所の要素も見えてくる。「やってみたい」の視点を見ると、「いろいろな人と出会うこと」という要素は、子どもの居場所をきっかけにして地域住民や世代を超えた人々の出会いとなり地域の活性化につながる可能性があると思われる。「未来や進路を考えるきっかけがあること」という要素は、前述した萩原の「人生の方向性の生成」と重なる。「あこがれを抱ける人がいること」はこれまで述べてこなかった要素であり、子どもの居場所づくりは、身近な大人、先輩、

- 22 -

多様な生き方をする人を手本として憧れをもつというロールモデル⁴⁵が生まれる可能性があるものと考えられる。

「こどもの居場所づくりに関する指針」では、次のように子どもの居場所に関する理念を示している。

〈こどもの居場所に関する理念〉

全てのこどもが、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現する。

こども家庭庁『こどもの居場所づくりに関する指針』より抜粋

この理念を具体化するために、指針では「こどもの居場所」と「こどもの居場所づくり」の定義を示している。

〈こどもの居場所とは〉

- ・こども・若者が過ごす場所・時間・人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである。
- ・その場や対象を居場所と感じるかどうかは、こども・若者本人が決めることであり、そこに行くかどうか、どう過ごすか、その場をどのようにしていきたいかなど、こども・若者が自ら決め、行動する姿勢など、こども・若者の主体性を大切にすることが求められる。
- ・居場所の特徴として、多くのこどもにとって、学校が居場所になっていること、個人的なもので変わりやすく、地域性や目的、人との関係性などに影響を受けるものである。

〈こどもの居場所づくりとは〉

- ・居場所とは、こども・若者本人が決めるものである一方で、居場所づくりは第三者が中心となって行うものであるため、両者には隔たりが生じ得る。
- ・こうした隔たりを乗り越えるため、こども・若者の視点に立ち、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを進めることが必要である。
- ・目的や対象者へのアプローチ方法などは多様であるが、重要なことは、様々なニーズや特性を持つこども・若者が、身近な地域において、各々のライフステージに応じた居場所を切れ目なく持つことができることである。

こども家庭庁『こどもの居場所づくりに関する指針』より抜粋

⁴⁵ ある人物の生き方・行動・価値観が、他者にとって模範や指針となる存在。特に子どもや若者にとって、自己形成や将来像の構築に影響を与える人物を指す。ロールモデルは必ずしも「成功者」や「権威者」である必要はなく、身近で共感可能な存在であることが重要とされる。

こどもの居場所づくりを進めるにあたっての基本的な視点は次のとおりである。

〈各視点に共通する事項〉

①こどもの声を聴き、こどもの視点に立ち、こどもとともにつくる居場所

こども・若者の声を聴き、「居たい」「行きたい」「やってみたい」というこども・若者の視点に立ち、こども・若者とともに居場所づくりを進めることが重要

②こどもの権利の擁護

こども基本法等を踏まえ、こどもの権利について理解し守っていくとともに、こども自身がその権利について学ぶ機会を設けることも重要

③官民の連携・協働

居場所の性格や機能に応じて、官民が連携・協働して取り組むことが必要

〈こどもの居場所づくりにおける4つの基本的な視点〉

ふやす ～多様なこどもの居場所がつくられる～

- ・地域の既に居場所になっている資源やこども・若者が居場所を持てているか等実態を把握する。
- ・学校や児童館、公民館など既存の地域資源を柔軟に活用して居場所づくりを進める。
- ・新たに居場所づくりを始めたい人を、多面的にサポートする。
- ・持続可能な居場所づくりが進められるよう、ソフトとハードの両面で支える。
- ・災害時においてこども・若者が居場所を持てるよう配慮する。

つなぐ ～こどもが居場所につながる～

- ・居場所に関する情報をまとめ、可視化し、こども・若者自身が見つけられ、選びやすくする。
- ・こども・若者の興味に即した居場所づくりにするなど、こども・若者が利用しやすい工夫を施す。
- ・自分で居場所を見つけにくいこども・若者も、幅広い手段を講じ、居場所につながるようにする。

みがく ～こどもにとって、より良い居場所となる～

- ・こども・若者の心身の安全が確保され、安心して過ごせる居場所づくりを進める。
- ・こども・若者が居場所づくりに参画し、こども・若者とともに居場所づくりを進める。
- ・どのように過ごし、誰と過ごすかを意識した居場所づくりを進める。
- ・居場所同士や関係機関が対話し、連携・協働した地域全体の居場所づくりを進める。
- ・環境の変化によるこども・若者のニーズに対応した居場所づくりを進める。

ふりかえる ～こどもの居場所づくりを検証する～

- ・居場所づくりの検証の必要性は高いが、効果的な指標は定まっておらず、今後の重要な検討課題である。こどもの居場所の多様性と創造性を担保しつつ、理念を踏まえた指標の検討が必要である。

こども家庭庁『こどもの居場所づくりに関する指針』より抜粋

国の施策を見ても、子どもの視点に立つことや子どもの権利、子どもの主体性が強調されていることから、これらは子どもの居場所づくりに必須の条件であると思われる。「そこを居場所と感じるかどうかは本人が決めることである」とある通り、居場所の概念は主観的な側面が強い。公的な制度としての居場所づくりは、税金を投入するからこそ、常に成果を求められる。⁴⁶主観的側面が強い子どもの居場所づくりの効果を検証・評価すること自体の妥当性を考える必要があることは否めない。この施策でも検証・評価のあり方を検討していくとしているが、子どもの居場所の有用性を数字で評価した途端に、瞬間に子どもの居場所が画一化、学校化され、萩原が考える「生産性・有用性の世界」に取り込まれる可能性を持っている。

この指針では、子どもの居場所の理念が先行しており、どのように実践していくかということまで具体的に触れられてはいない。例えば、行政のどの部局が子どもの居場所づくりを推進するべきであるということには言及されていない。子どもの居場所づくりが非常に広範囲で横断的であるため、部局横断的な取組や他部局との連携を考えていく必要があると思われる。

連携のあり方として、「こどもの居場所づくり支援体制強化事業」、「中間支援組織」、「コーディネーター配置」について述べられている。また、指針はあくまで「努力義務」的な性格を持つ行政指針であり、自治体や関係機関に対する法的義務や強制力はないため、自治体間での取組に温度差が出やすいものと考えられる。

(2) 本県における居場所づくり施策の動向

県の施策において「子どもの居場所づくり」はどのような位置づけになっているのだろうか。以下に県教育委員会から示されている「岩手県教育振興計画 2024～2028」と保健福祉部子ども子育て支援室から示されている「いわてこどもプラン 2025～2029」から該当部分を紹介する。(下線は「居場所」「居場所づくり」あるいはそれに該当すると思われるものに筆者が引いたもの)

ア 「岩手県教育振興計画 2024～2028」

第3章 具体的施策の内容

【I 学校教育】

3 豊かな心の育成

(4) 取組に当たっての役割分担

1 各学校は、「豊かな人間性と社会性を育む教育」を学校経営計画に明確に位置付け、道徳教育や特別活動などを通して人権意識を育むとともに、自殺予防対策に向けた教育相談体制の充実や、児童生徒の「居場所づくり」「絆づくり」の視点に立った不登校の未然防止の取組を推進します。

4 県と市町村の教育委員会は、道徳科の授業改善や、自殺予防対策に係る研修等を実施します。また、各学校の校則等の内容、見直し状況について把握し、必要に応じてその見直しを働きかけます。さらに、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能に加え、別室登校や特別な配慮が必要

⁴⁶ KPI (Key Performance Indicator) と呼ばれ、目標の達成度を測るための具体的な数値や指標のこと。重要業績評価指標。

な児童生徒を含めた、全ての児童生徒にとっての安全・安心な居場所づくりなど、魅力ある学校図書館の機能の充実を図ります。

6 いじめ問題への確かな対応と不登校対策等の推進

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

- 2 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実などによる、不登校対策の推進
- ・オンラインやICTの活用を視野に入れ、校内の空き教室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援を図り、学校内の居場所づくりに努めます。

【Ⅱ 社会教育・家庭教育】

9 学校と家庭・地域との協働の推進

(3) 目指す姿を実現するための取組の方向性

2 豊かな体験活動の充実

- ・子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による居場所づくり、地域学校協働活動等による多様な体験活動の実施に取り組みます。

(5) 具体的な推進方策

② 豊かな体験活動の充実

- ・放課後の居場所づくりに携わる関係者の資質向上を目的とした研修会の実施及び先進事例の情報提供

イ 「いわて子どもプラン 2025～2029」

第4章 目指す姿及び推進する施策

4 推進する施策を構成する具体の取組

(3) こどもの健やかな成長を支援する

ア 地域やコミュニティにおいて、学校と家庭、住民が協働して子どもの育ちと学びを支えます

(イ) 豊かな体験活動の充実

子どもたちに放課後等の学習の場を提供するため、日常的に児童生徒が利用する放課後子供教室や放課後児童クラブ等による居場所づくり、地域学校協働活動等による多様な体験活動の実施に取り組みます

カ いじめ問題などに適切に対応し、一人ひとりがお互いを尊重する学校をつくります

(イ) 児童生徒に寄り添った教育相談体制の充実等による、不登校対策の推進

オンラインやICTの活用を視野に入れ、校内の空き教室を活用した「校内教育支援センター」の体制整備の支援を図り、学校内の居場所づくりに努めます

キ 児童生徒が安全に学ぶことができる教育環境の整備を進めます

(ウ) 多様な教育ニーズに対応する教育機会の確保

不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援のため、学校内外の教育支援センターの設置を促進するとともに、フリースクール等民間団体等との連携を推進します

(4) 健全で自立したこどもを育み、若者の活躍を支援する（青年期）

エ 若者が活躍できる「環境づくり」を推進します

若者同士の交流の場である「若者カフェ」と、県内各地の連携拠点の取組を充実させ、若者の活動を支えるキーパーソンによる支援や助言の充実を図ります
地域課題解決に資する若者のアイデアや意欲を後押しする取組を実施します

(5) 困難な状況に置かれているこども、子育て世帯を支援する

ア こどもの貧困の解消に向けた対策を推進します

(ア) 教育の支援

市町村や民間と連携し、食事を提供する以外にも学習支援等さまざまな支援に取り組む子ども食堂、生活困窮者自立支援制度における子どもの学習支援事業など、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を支援します

(イ) 生活の安定に資するための支援

子どもの食堂など、民間団体等による子どもの居場所づくりの取組を支援し、全市町村への取組の拡大を図ります

(ウ) 保護者の就労支援

保護者が就労により放課後に家にいない子どもの居場所を確保するため、放課後児童クラブをはじめとする地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図ります

エ ひとり親家庭の自立を支援します

(ウ) 子育て支援・生活環境の整備、こどもへの支援の充実

子どもの居場所づくりに取り組む「子どもの居場所ネットワークいわて」を通じた開設・運営に関する支援や、市町村と連携した立ち上げ等への補助を実施し、子どもの居場所づくりを行う民間団体等を支援します

(6) こども・家族が健やかに暮らせる社会環境づくりを推進する

ア 安心してこどもを生み育てられる環境をつくります

(イ) あらゆる子育て家庭への支援

小学校・義務教育学校区内における放課後のこどもの安全・安心な居場所を確保するため、保健福祉部と教育委員会が連携し、放課後児童クラブや放課後子ども教室、児童館等の公的な放課後の居場所づくりを推進します。

身近な地域で、悪天候時や冬期間においても安心して遊ぶことができるよう、市町村と連携し、遊び場の整備を推進します

このように、居場所づくりの多くが、適応指導教室等の学校教育での居場所づくり、不登校支援や放課後子ども教室、放課後学童クラブ等、既存の法律や行政制度に基づく公的な枠組みの中で推進されていることが分かる。また、誰でも行くことができる居場所ではなく、行くことができる人に制限がかけ

られてしまうことや、生活困窮者への支援のための居場所という側面が強いと思われる。国の施策が「子ども主体」「子どもの参画」「子どもの権利」を重視しているにもかかわらず、県の子どもの居場所づくりは貧困・福祉等の対策的側面が強い。一方で、「いわてこどもプラン」には前述の「中間支援組織」や「若者カフェ」の記述があり、子どもだけでなく青年期を迎える若者との連続性をもたせるものとして今後の展開において注目すべき取組も散見できる。

(3) 市町村における居場所づくり施策の動向

県央地域、県北沿岸地域、県南地域から、市レベル（人口3万人以上）、町村レベル（人口3万人未満）で、以下の6市町村を抽出し、居場所づくりがどのような位置づけになっているのかを調査した。なお、以下は筆者が各市町村の教育委員会及び保健福祉部局に問い合わせをし、子どもの居場所事業に関する資料を抜粋したものである。（下線は「居場所」「居場所づくり」あるいはそれに該当すると思われる言葉に筆者が加筆したものであり、網掛けは子どもの権利や参画に関する記述に筆者が施したものの）

ア 盛岡市

〈盛岡市教育振興基本計画〉

第4章 基本理念と施策

4 施策の内容

施策1 子どもの教育の充実

小施策1 小中学校教育の充実

(2) 豊かな心の育成

イ いじめ問題、不登校への対応

ひろばモリーオ（教育支援センター）における生活や学習支援、社会教育施設やフリースクール等の民間施設との連携も図りながら、不登校児童生徒の居場所づくりを推進します。また、各施設と学校間の情報交換を定期的に行い、児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。

施策2 生涯学習の推進

小施策1 地域における学びの充実

(2) 学校・家庭・地域の連携

放課後子ども教室については、子どもの居場所と体験学習の場としての役割を踏まえた上で、参加児童の満足度を高めるため企画内容の充実に向けた取組を進めます。

〈盛岡市こども計画〉

第3章 計画の推進体系

基本目標2 全てのこども・若者が活躍し、希望を叶えていくことができる環境づくり

基本施策2-3 こども・若者の居場所づくり

〈施策の方向性〉

児童センターは、各小学校区に設置されているという地理的利便性や、その拠点性、多機能性、地域性を活かし、安全対策のための改修や、小学校への複合化などによる環境整備、運営面での質の向上を図り、こどもの居場所としての更なる機能の充実に取り組みます。

放課後児童クラブは、保護者が昼間就労などで家庭にいない世帯における児童の預かりを行う施設であり、放課後の居場所のニーズに対しての重要性が高い施設です。専門の資格を有する放課後児童支援員の指導の下で児童の成長を支援する生活の場として、必要とする児童が利用することができるよう、小学校区ごとのニーズを把握しながら、必要な量の整備と質の向上に取り組みます。

こども・若者の新たな居場所づくりについては、既存の施設がどのような空間であれば過ごしたいと感じるか、また、どのような所に居場所となる空間があると使いやすいかなど、こども・若者の意見を聴きながら、環境の整備に努めます。

イ 久慈市

〈第1期久慈市教育振興基本計画〉

基本事業3 特別支援教育の充実

方向性3 適応指導の充実

- ・適応指導教室「あすなろ塾」を開設し、学校復帰に向けて関係機関とのネットワークを活用した支援を行います。
- ・オンラインやICTの活用を視野に入れ、学校内の居場所づくりに努めます。

〈久慈市総合計画後期〉

第3章 基礎戦略2 総合力豊かな人材を育てるまちづくり

第1節 子育て支援の充実

4 主な事務事業

放課後児童クラブ施設整備事業 放課後学童クラブへの期待と要望の高まりを踏まえ、学童保育所の施設整備を行う。

ウ 奥州市

〈第3次奥州市こどもの権利に関する推進計画〉

基本目標2 こどもが参画できる機会を増やします

推進施策 こどもの主体性に配慮した取り組みを推進し環境を整備します

① 地域におけるこどもの活動の充実

こどもを地域の一員として大切にし、地域行事や奉仕活動、体験活動に参加しやすい環境や雰囲気をつくるなど、こどもの活動機会や活動の場の拡大に努めます。

主な取り組み 教育振興運動の推進、地域主体の取り組みにおけるこどもの参加、

こども会活動、ジュニアリーダー活動
こどもが利用する施設の計画的な整備、環境整備
こども食堂等の居場所事業

〈第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画〉

第4章 施策の展開

8 地域こども・子育て支援事業の推進

(11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）【こども家庭課】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るものです。

放課後子ども教室推進事業【生涯スポーツ課】

すべての子どもを対象に安全・安心な居場所を設け、地域住民等の協力により、スポーツや文化活動等を行うものです。

放課後の子どもの居場所推進事業【生涯スポーツ課】

放課後児童クラブ（放課後児童対策事業）と放課後子ども教室推進事業を一体的または連携して実施し、安全で健やかな放課後の居場所づくりを進めるものです。

参考

〈奥州市子どもの居場所整備事業〉【こども家庭課】

- ・子どもが安心して過ごせる環境を地域で整えることを目的とした施策で、奥州市の子育て支援・青少年育成政策の一環として位置づけられている。
- ・青少年育成市民会議の取組とも連携しており、「子どもの社会参画」を理念に、子どもが主体的に活動できる場づくりを推進している。
- ・地域住民やNPO、ボランティア団体などが主体となって運営することが想定されており、奥州市は補助金を通じてその活動を支援している。
- ・新規整備の場合は最大50万円、既存活動の拡充には最大30万円の補助金が交付される制度があり、奥州市の予算の範囲内で支援されている。

エ 雫石町

〈雫石町子ども計画〉

第4章 こども施策の展開

1 こども・若者に対する総合的な支援の充実

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

施策の展開

①遊びや体験活動の推進

自然体験、職業体験、文化芸術体験などの多様な体験・外遊びをこども・若者の年齢や発達に応じて提供します。

①放課後児童健全育成事業【こども課】

- 小学生を対象に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図るため、放課後児童クラブを設置します。(設置施設：町内5小学校)
- 研修等を実施し、指導員の資質向上に取り組みます。

③こどもまんなかまちづくり

①地域子育て支援センター事業

- 子育て中の親子の交流・集いの場を提供し、職員による相談支援を行い、保護者の育児不安の解消に努めます。

2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

(2) 学童期・思春期

②居場所づくり

全てのこども・若者が安全に安心して過ごせる多様な居場所を持てるよう、地域全体で支援し、既存の施設の改善や新たな居場所づくりを進めながら、放課後の遊びや生活の場の整備・運営強化などを推進します。

①放課後児童健全育成事業【こども課】

②児童福祉施設開放事業【こども課】

- 保育所に入所していない親子に園庭を開放し、遊び場の提供や保育者・こどもたちとの交流の機会を提供します。

③子育てこども食堂【こども課】

- こども食堂の実施により地域の中で交流の場を提供します。

4 質の高い教育・保育環境の充実(第3期子ども・子育て支援事業計画)

(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制

⑦児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業

オ 山田町

〈山田町第3期子育て支援計画〉

第4章 実施計画

基本目標1 一人ひとりの子どもの心豊かな成長を育む環境づくり

1 教育・保育の充実と就学までの切れ目のない支援

(4) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

⑨ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

基本目標2 安心して子どもを生き育てることができる環境づくり

2 地域における子育て支援

〈現状と課題〉

○家庭や地域での不安や悩みを相談したり、子育てに関する知識や技術を身に付けられるよう、子育て中の親子同士が触れ合う機会を持つことが必要です。

〈施策の方向性〉

●地域子育て支援センターや子育てサロンなど、子育て中の親子同士が触れ合い、子育てについて情報交換をしたり相談できる場を確保し、広報や乳幼児健診等の機会をとらえ、その周知に努めます。

基本目標3 子育て家庭を地域のみinnで支える環境づくり

1 子育てに配慮したまちづくりの推進

〈現状と課題〉

○子どもの健全育成の観点から、身近な場所に安全で安心できる居場所の整備が求められています。

〈施策の方向性〉

●山田町ふれあいセンターでの各種イベントの開催など、子どもや子どもを持つ親が安心して楽しむことができる身近な居場所の整備を進めます。

カ 金ケ崎町

〈第11次総合計画〉

第四章 金ケ崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略（重点プロジェクト）

基本目標1 若者が夢・希望を持てるまちを創る～光り輝く若者プロジェクト～

当町に住む若者や進学・就職を契機に町外へ転出した若者、そして地方で働きたい、暮らしたいと考えている若者が、夢や希望をもってチャレンジできる、活躍できるよう、移住・定住の推進、子育て支援の充実、スポーツ環境の充実など、環境の整備に取り組みます。

施策④ 安心して暮らせる環境の整備【暮らす】

③次世代育成事業

将来の人材育成につなげるため、一人ひとりが自分の未来を考え、生涯のキャリアを考える力を育成するための環境を整備します。

第五章 基本計画

II 健康福祉

4 児童福祉

放課後児童健全育成事業 放課後、保護者が就労等により、一人で過ごさなければならぬ小学生児童に適切な遊びや生活の場を提供する。

〈金ケ崎町教育振興基本計画〉

第3章 各論

第1節 学校・家庭・地域 連携による教育の推進

2 地域による家庭支援

②未来を担う子どもを育む家庭教育の推進

地域における「目指す子ども像」を示し、家庭、地域、学校、行政の役割を明確にし、対応困難な部分をそれぞれで補完するなど、地域全体で子どもを育む取り組みを推進します。

[主要事業]

○放課後子ども教室

〈第3期子ども子育て支援計画〉

II 各論

第1章 施策の展開

基本目標3 教育環境の整備と健全育成の充実

③子どもの健全育成

No.45 放課後子ども教室

各小学校施設等を活用し、児童が放課後等を安全・安心に過ごす居場所を確保するとともに、学校、地域、放課後児童クラブと連携しながら、学習、体験、交流活動等の各種プログラムを提供します。(年50回)

No.46 子どもの居場所づくり

町内の様々な場所を活用して、支援が必要な児童を早期に発見するため、安心安全で気軽に立ち寄れる居場所づくりを支援します。また、学童保育所の入所待機となった児童の居場所確保に繋がります。(居場所実施月1回以上)

第2章 子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

5 地域こども・子育て支援事業

(15) 児童育成支援拠点事業

家庭や学校に居場所のない児童等に居場所となる場所を開設し、生活習慣の形成、学習サポート、食事の提供等の支援を行う事業です。

各市町村の施策を見ても、適応指導教室等の学校教育での居場所づくり、不登校支援の要素が強く出た居場所づくりが多い。こども計画を策定している市町村は、「こどもの最善の利益」等の言葉が盛り込まれ、子どもの権利が強調されている。しかし、筆者が各市町村に聞き取った結果、市町村によって違いはあるものの、単発でイベント的な居場所づくりに留まっている傾向が見受けられた。このような取組では、子ども主体の活動を展開することは困難であると考えられる。一方、奥州市はこども計画が策定されていないが、「子どもの参画」や「子どもの主体性」、さらに「ジュニアリーダー活動」等が明記されていることは重要な特徴として挙げられる。

これまで、国、県、市町村の子どもの居場所づくりの動向を見てきた。国はこども家庭庁の発足、「こどもの居場所づくり指針」の閣議決定に伴い、子ども自身に決定権が保障されていることを強調している。これは、「大人の価値観に従えば、その子どもには幸せな未来が待っている」というこれまでの「子ども観」が大きく転換したことを意味していると思われる。工学院大学教授の安部芳絵は、「子どもは、守られる客体ではなく、権利行使の主体であり、子どもに一番良いことを考えるときに子どもの意見を聴くことである。ところが、こども基本法が施行されても、地域の多くの大人たちは子どもを『施策の主体』、『社会を構成し担っていくパートナー』として捉えるに至っていない。形式的な子どもの意見表明・参加では、地域で子どもの権利を守ることにはならない。必要なのは、地域における子ども観の転換であり、これこそ子どもの権利を地域で実現する社会教育の役割である⁴⁷」と述べている。この「子ども観」を転換させることこそが行政の役割であり、国から降りてきた「子どもの権利」という言葉を表面上の施策に反映させることではない。岩手県の現状を見ると、子どもの居場所づくりが徐々に進んできているが、「子ども主体の居場所づくり」という視点から考えると、進展しているとは言い難いのではないだろうか。県や市町村のこども計画の策定は 2025 年度中に行われるとされている。そこでは国の指針に沿ったものになっていくであろうと思われるが、その時、子どもが主体の居場所づくりのために、社会教育は何をすべきかを考えたとき、「大人の子ども観の転換」が一つのキーワードになるのではないだろうか。

⁴⁷ 月刊社会教育 2025 年 9 月号, 旬報社, p14

3 県内の子どもの居場所づくりの事例

(1) 調査の概要

ア 調査方法

県内で取り組まれている子どもの居場所づくりの取組状況や課題などを把握することを目的に訪問調査を行った。訪問調査先は、高校生以下が利用し、「子どもの主体性」「子どもの権利や参画」を重視しながら居場所づくりをしている組織や団体を訪問することとした。

イ 対象施設・団体（3）及び対応者

- ・山田町 ふれあいセンター「はびね」
- ・奥州市 奥州市青少年育成市民会議「パステルハウス」
- ・金ケ崎町 放課後自習室「W I B」（金ケ崎町地域おこし協力隊）

ウ 調査内容

- ・居場所づくりの目的
- ・居場所の運営母体・担い手
- ・運営の仕方
- ・活動頻度
- ・利用者の年齢層
- ・活動資金・保険
- ・行政との関わりについて
- ・利用者、保護者の声（可能な場合、インタビュー調査として実施した）
- ・成果と課題
- ・その他

エ 期間

令和7年5月～8月

(2) 事例調査

ア 山田町ふれあいセンター「はびね」(山田町立図書館)

調査実施日：令和7年7月2日(水)

対応者：山田町立図書館 館長 昆 健祐 氏

○概要

山田町ふれあいセンター「はびね」は、地域住民と特に子ども達のための居場所として設計され、図書館機能を併せ持った公共複合施設である。平成23年3月に、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)が、東日本大震災による子どもたちを支援するために山田町入りし、子ども達の自主性や社会参加を実現する「こどもひろ



〈「はびね」外観〉

ば」や「子どもまちづくりクラブ」の活動を実施した。こうした活動に理解・共感を示した町は新しい陸中山田駅周辺に子ども達が企画・デザインする施設を建設することを提案した。

子どもまちづくりクラブ(メンバーは小学生から高校生)は、約2年がかりで企画を練り、平成28年7月に図書館機能を持ち、小中高校生世代を中心に町民が交流できるスペースを有する公共施設「山田町ふれあいセンターはびね」が誕生した。この公共施設は、SCJが施主となり、サントリーホールディングス株式会社の資金提供を受けて建設され、町に譲渡された施設である。子どもたちだけでなく、子育て世帯やお年寄り、町内外の方も利用することができ、様々なつながりを通して交流できる場となっている。

山田町立図書館は、昭和43年に開館した。しかし、平成15年5月、三陸南地震により、壁などにひび割れができ、危険な状態になったため、同年7月、中央コミュニティセンターに引っ越し、仮住まいの形となった。その旧図書館は、東日本大震災の前年(平成22年)に解体となった。町民から町に図書館建設が望まれていたため、平成28年7月2日に、図書館機能を備えた公共施設としてオープンした「山田町ふれあいセンター はびね」内に移転した。移転した図書館には、岩手県内初の読書通帳機を導入し図書館利用者の促進を図っている。また、利用者の利便を図るため、平成29年度から祝日も開館している。

○居場所づくりの目的

子ども達の健全な遊び場と学びの場として、安心して過ごすことができる居場所を確保するとともに地域住民にふれあいと憩いの場を提供し、かつ、地域の活性化を図る。

○居場所の運営母体・担い手

前述のとおり、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン(SCJ)が被災地の子どもを支援す

るため施主となり施設を建設、サントリーホールディングスが資金提供を行った。S C Jが山田町に施設を譲渡し、主管は山田町生涯学習課である。

○活動頻度

火～土：午前9時～午後7時

日・祝：午前9時～午後5時

※小学生のみの利用は午後5時まで

※休館日：月曜日、毎月最終金曜日、年末年始

○利用者の年齢層

利用者の年齢層を詳細に把握することはできないが、令和6年度の帯出者で見ると以下の通りである。

幼児 512人 小学生 1,182人 中学生 184人 高校生 156人 一般 7,201人 団体 60

○資金

地方公共団体の予算により運営している。施設の利用は無料であり、利用者からの直接的な収入はないため、運営費はすべて公費で賄われている。

○子どもたちが主体となった条例

山田町ふれあいセンター条例は、東日本大震災後の復興の一環として、子どもたち自身の提案と参加によって制定された全国でも珍しい条例である。この条例の前文は、子どもたちの思いを反映した内容となっている。山田町子どもまちづくりクラブ（KYT）が、2014年9月から施設の企画・デザインを勧め、2015年2月に最終案を行政や地域住民に発表した。同年12月22日に子どもたちがまとめた条例前文案を町長・教育長に要望書として提出した。

以下が条例前文の抜粋である。

〈山田町ふれあいセンター条例前文〉

山田町ふれあいセンターは、東日本大震災からの復興のシンボルとなる施設です。この施設が、小中高生世代を中心とする子どもの居場所と図書館機能を持ち合わせた施設となるよう、企画やデザインをしてきた子どもたちはその願いを次のように語ります。

「私たちは、全世代が利用できる場となることを願います。

子どもから大人までいろいろな人の居場所ができ、たくさん笑顔を見ることが出来ます。

私たちは、憩いの場になることを願います。

いろいろな目的の利用ができることで、楽しんだり、ゆったりしたりでき、つらい時には気持ちが安らぎます。

○居場所づくりの成果と課題

〈成果〉

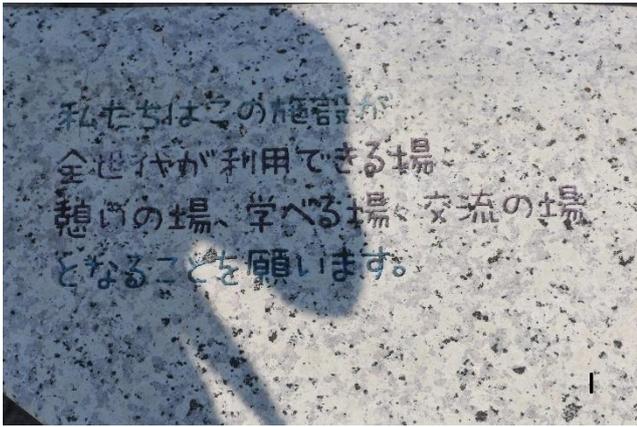
- ・平成28年7月のオープン以来、子どもから大人までの誰もが学び、交流し、憩いの場として安心して利用してもらえるよう、魅力ある施設づくりに努めている。図書館とセンターの二つの役割と機能を持たせた施設であるため、施設内は目的に合わせた利用スペースを設けているが、時には、静かに読書や展示物を楽しむ人達にとっては、近くで遊ぶ子ども達の声が気になり、利用者間のマナーと協力が必要な場面も見られる。
- ・しかし、絵画教室や展示会など様々な教室やイベントをきっかけに、ボランティアで施設玄関のガラス面に壁画を描いてくれる中学生が出てきたり、将棋を通じ子供とお年寄りが交流するきっかけができたりと、児童生徒にとっても愛着のある施設として定着しつつあるようだ。

〈課題〉

- ・居場所づくりは、単に「ハコモノ」を整備するだけではない。その運営主体が目的に添ってどのような取組を行っていくが重要である。町民の読書活動を推進し、地域の学習・交流・憩いの場を提供する担い手として、今後も様々な取組を進め、施設の利用促進と人づくりに努めていくことが必要である。

○山田町ふれあいセンター「はびね」の訪問調査を通して

山田町は、子どもたちの思いを尊重し、条例という形でその理念を制度化した。子ども参画型の政策形成の好事例であり、地域社会における子どもの声の制度的反映として非常に注目されるものである。前述の「山田町第3期子育て支援計画」にも位置づいているものである。大人が一方向的に居場所を提供しただけでは、子どもたちの本当の居場所にはならず、子どもの参画の視点の重要性を改めて感じた。山田町が子どもの参画に対して意識が高い背景には、東日本大震災後の復興過程で「子どもたち自身がまちづくりの担い手である」という認識が行政に根付いたことが大きく影響していると言える。町の最上位計画（第10次総合計画）策定にあたって、町民参画の一環として「児童生徒サミット」や「高校生ワークショップ」等、子どもたちの意見を積極的に取り入れるプロセスを設けている。子どもの声を反映させながら自治体の計画をつくること、子どもの居場所づくりや参画の必要性を計画の中に位置付けることは、行政の重要な役割ではないだろうか。条例化したことによって、短期的な事業で終わることなく、継続的な運営が可能になると考えられる。館長の昆氏は、社会教育主事の資格を持っており、長年行政に携わった方で、行政の立場から居場所づくりについての考えを聞くことができた。市民主体の居場所づくりはNPOが多く担っており、また不登校対策の居場所づくりは学校教育が担っていることが多い。その中で、社会教育行政が居場所づくりにできることは何かを考えたとき、「居場所づくりに取り組む人々に目を向け、必要な情報を広く周知することで、その機運を高め、社会に貢献する意欲を持って行動できる人を育てる―すなわち、人づくり・担い手づくりを進めていくこと」なのではないかということを感じた訪問調査となった。



1:施設玄関前にある石碑。子ども達の思いが刻まれている。 2:中庭の周りを回遊することができる。 3:展示・イベントホール
4:イベントホールの奥にある座敷。円卓を囲んで話が弾む。 5:中庭に面した小あがりコーナー、寝ころびながら読書することができる。 6:食事コーナー。ここでは地域住民との交流も生まれる。 7:一般図書室。ここは静かに本を読むところ。 8:籠れる居場所「ほこら」。子どもが好む狭さと暗さ、高さの変化が魅力的。

イ 奥州市青少年育成市民会議

調査実施日：令和7年7月18日（金）

対応者：奥州市青少年育成市民会議 事務局次長・青少年育成アドバイザー

大村 千恵 氏

奥州市社会教育指導員 岡元 世子 氏

○概要

奥州市の子どもの居場所は、奥州市と青少年育成市民会議が連携し、放課後子ども教室として運営されている。旧水沢市はもともと寺子屋事業が夏の風物詩として定着しており、企画から準備・当日の運営のすべてを中高生リーダーが担っていた。この寺子屋が奥州市の子どもの居場所の原型である。



〈「パステルハウス」外観〉

奥州市の子どもの居場所第1号館「ホワイトキャンバス」は、1999年7月に、旧消防署跡に開設した。この居場所の特徴は、中高生で組織する水沢ジュニアリーダーズクラブ^{JUMP}⁴⁸と地域で子どもの成長を支える子どもの未来を育てる「群」の会⁴⁹の有志が子どもの居場所づくり運営委員会を立ち上げ、老朽化した施設の改修作業から開設後の運営に至るまで、子ども達自身が主体となり参画していることである。

2002年5月、旧市立図書館を活用し、居場所第2号館「パステルハウス」が開設した。婦人団体や市議会議員から市に対して増設の要望があったことと、同年から完全学校週五日制が導入されたことも追い風となり二つ目の居場所の開設となった。ここでも利用主体である中高生が自らプロジェクトチームを立ち上げ、施設内のレイアウトや開設日時・利用マナー等を決定した。

2004年4月、常盤小学校内に三つ目の居場所「あそんでいいとも」が開設された。2004年度から始まった国の「地域子ども教室推進事業⁵⁰」が小学校を活動拠点のベースとして捉えていることから、奥州市でも試験的に導入したものである。旧水沢市には3つの中学校区があり、水沢南放課後子ども教室「ホワイトキャンバス」、水沢放課後子ども教室「パステルハウス」、常盤放課後子ども教室「あそんでいいとも」は、旧水沢市の3つの中学校区ごとに設

⁴⁸ 奥州市水沢地区の中高生が自主的に運営する青少年団体であり、子ども会活動や地域イベントでリーダーシップを発揮することを目的としたクラブ。奥州市青少年育成市民会議の活動から派生し、子どもたちの社会参画を促す取組の中で誕生した自主サークルである。

⁴⁹ 奥州市で30年以上活動し、地域ぐるみで子どもたちの未来を育てる市民団体。科学や遊びを通じて子どもたちが協力し合い、社会性を身につける場を提供しており、奥州市の青少年育成の中核的な役割を担っている。

⁵⁰ 文部科学省が2004年度より開始した委託事業であり、学校施設等を活用して放課後や週末に子どもたちの安全な居場所と多様な体験活動を提供することを目的とする。地域住民の参画を得て、文化活動、スポーツ、交流などを通じて子どもの健全育成と地域の教育力再生を図るものである。事業は市町村単位で実施され、国が全額補助する。

置されている。

○居場所づくりの目的

- ・青少年の社会活動を促進すること。
- ・子ども達に、世の中に出てしっかり暮らして行くことができる社会性を身に付けさせること。
- ・間違いを犯したとしても自分を取り戻せる子どもを育てること。

○居場所の運営母体・担い手

運営母体：子どもの居場所実行委員会 担い手：協働活動支援員（有償ボランティア）
奥州市から青少年育成市民会議の事業を委託され、青少年育成市民会議が奥州市の社会教育行政と協働で運営している。

○活動頻度

水沢南放課後子ども教室	ホワイトキャンパス	木・金	午後3時～午後5時
		土・日	午後1時～午後5時
水沢放課後子ども教室	パステルハウス	水・木	午後3時～午後6時
		土・日	午後1時～午後5時
常盤放課後子ども教室	あそんでいいとも	木	午後2時～午後4時

○利用者の年齢層

小学生～高校生世代

○資金・保険

〈資金〉

- ・事業着手には、財団法人社会福祉医療事業団による子育て支援基金 440 万円
- ・市からの委託料 340 万円
- ・国・県・市からの放課後子ども教室の補助
- ・奥州市青少年育成市民会議予算

〈保険〉

- ・利用者はPTA安全互助会の学校管理外の怪我の枠で対応
- ・スタッフはボランティア対象の保険（スポーツ安全保険）で対応

○行政との関わり

もともと行政が青少年育成の事業を行っていた。当時の社会教育課長の判断で、「青少年教育は百年の計」であるため、異動がない職員に長く携わってほしいとの考えから、大村氏が青少年育成市民会議の事務局員となった。当時、水沢市は教育振興運動を選ばず、青少年育成市民会議を立ち上げた。他にも青少年育成市民会議がある市町村もあるが、専任の事務局員がいるのは奥州市のみである。奥州市青少年育成市民会議の事務局次長である大村千恵氏

と奥州市社会教育指導員の岡元世子氏は、同じ室内で机を隣り合わせて勤務している。かつて市民会議を別の場所に移動することも案としてあったそうであるが、行政と市民会議が同じ空間で相談し合うことでより連絡調整等を密にしているとのことである。

○居場所の担い手が行政に求めること

二つ目の居場所である「パステルハウス」の老朽化が目立っている。中高生が気軽に立ち寄りやすい公共施設跡地等、新たな居場所の確保に向けた支援をお願いしたい。

○利用者の声

- ・大声を出すことができる。
- ・自由に好きなことをすることができる。
- ・「あれしろ、これしろ」と言われることがない。
- ・いるだけで安心する。
- ・崩れそうになった自分をもとに戻すところ。家族や先生に話せないことも、ここに来て誰かに話を聞いてもらうだけで気持ちが楽になる。

○保護者の声

「あそんでいいとも」を利用している児童の保護者 A

いつも楽しみにしているようで、よかった。子ども会行事が少ないので、中高学年のお兄さんお姉さんに遊んでもらう事がうれしいようで、親としても助かる。

「あそんでいいとも」を利用している児童の保護者 B

毎週、ここに来ることを楽しみにしている。最近の子どもは大人から与えられた遊びをしている場合が多いが、子どもが自由に過ごし方や遊び方を考えられるのがよい。高学年になるにつれて少しずつ利用しなくなる子もいる。今の子どもに必要なのは、色々な人と広く浅く遊ぶ場なのではないか。友達と遊ぶことができない子どもが多い。学区が広いため、学校内の居場所に移動時間なしで遊びに来ることができることがありがたい。ここには子どもの世界があり、自分達でトラブルを解決する力を付けることができる。読み聞かせボランティアや学校支援コーディネーターの方が、子どもの見守りで来ている場合もある。保護者が見守りで何回か参加すると様々なことを情報共有できる。子どもも大人も窮屈で余裕がない人が多い中、このような居場所は必要だと感じる。

○居場所づくりの成果と課題

〈成果〉

- ・多様な価値観を持った子ども達が集うことによって、切磋琢磨しあいながら、それぞれの子ども達の社会性が育ってきている。
- ・どの子にとっても「ありのままの自分でいられる場所」になるよう努め、誰でも自由に利用できるノンプログラム型の居場所であることから、「気になる子」の早期発見・支援に結び付けられている。

〈課題〉

- ・草創期の「ホワイトキャンパス」は独立した施設であったので、居場所運営の理念が確立されていたが、当初施設の老朽化により2か所目、3か所目と公共施設の一角を間借りしながらの開設となった。母屋側の意向を最優先することから、いわゆる居場所にとってキーワードとなる「ロビーワーク⁵¹」が思うようにいかず、オープン当初に対象としていた思春期世代の利用が少ないこと。

○奥州市青少年育成市民会議の訪問調査を通して

奥州市青少年育成市民会議の居場所づくりは、国のこども家庭庁・文部科学省による「放課後児童対策パッケージ」に位置付けられた施策である「放課後子ども教室」を活用した取組である。政策に基づく施策を活用しながらも、子どもの主体性が尊重され、居場所のあり方が画一化されていない参考になる事例である。施策を活用することで、資金も確保することができる。3つの中学校区に一つずつ開設されており、利便性がよい。保護者の声にもある通り、移動時間なしで遊びに来ることができることは大きなメリットである。これは、前述したオルデンバーグのサードプレイスに必要な条件「アクセスのしやすさ」に該当すると考えられる。行政は職員の異動が多いが、奥州市の居場所づくりは青少年育成市民会議という組織が教育委員会とは別にあり、事務局次長の大村氏が長年携わっている。そのことにより事業の理念や考え方が変わらずに続いていることが大きな特徴である。教育委員会と切り離して居場所づくりに専念するという手法は非常に有効なのではないだろうか。そのメリットとして考えられることは、教育委員会の枠組みに縛られず、地域住民や市民団体が主体的に企画・運営することができ、これにより子どもたちのニーズに応じた柔軟な活動が可能になることである。さらに行政手続きに縛られないため、地域の課題に迅速に対応できるものと思われる。3つの子どもの居場所は、旧消防署、旧図書館、小学校を活用しており、どれも公共施設である。行政と連携することで場所の確保のしやすさは大きなメリットであると考えられる。一方、考えられるデメリットとしては、「放課後子ども教室」の枠組みを活用していることで、学校内の人間関係がそのまま放課後の居場所の人間関係となる可能性がある。子どもが「生命性・存在性の世界」を感じるためには、やはり地域内にもっと多様な居場所が必要であると思われる。

行政が制度的な支えを提供し、市民会議が柔軟で地域密着型の活動をすることで、青少年育成事業を持続的に進めている。「制度に包摂されながらも制度に回収されない子どもの居場所づくり」の可能性を改めて感じた訪問調査となった。

⁵¹ 青少年施設のロビーや共用スペースで行われる「気軽な交流や支援活動」のこと。施設利用者が自然に集まる場所で、スタッフが意図的に関わりを持ち、信頼関係を築くための取組。



1:ソファに座り会話をする子ども達、家具は寄贈のもの。 2:ゲームをするのも自由。 3:卓球台、傷みが目立つがえってそれが気兼ねなく使える。 4:フラフープなど室内で遊べる物もたくさんある。 5:トイレトペーパーの芯やラップの箱等をストックしておき、いつでも好きなものが作れる。 6:パステルハウスは、旧水沢図書館を改修。体を動かすゲームやボール遊びもできるほどの広さがある。 7:子ども達の様子を見守る大村氏。あれこれと指導したりすることはない。大切なのは「気づきの支援」。 8:アニメのキャラクターが描かれた塗り絵も常備してある。

ウ 放課後自習室「WIB」(金ケ崎町地域おこし協力隊⁵²)

調査実施日：令和7年8月27日(水)

対応者：金ケ崎町地域おこし協力隊・金ケ崎高等学校魅力化コーディネーター

有住 龍星 氏

○概要

金ケ崎町で地域おこし協力隊、金ケ崎高等学校魅力化コーディネーターとして活動している有住龍星氏を訪問した。有住氏は、総務省の政策に基づく施策である地域おこし協力隊の枠組みを活用し、金ケ崎町に自習室を入り口とした居場所づくりを展開している。当初、地域



〈「放課後自習室「WIB」外観〉

おこし協力隊の3年目で自習室を開設する予定であったが、1年目(2023年)からの開設となった。地域おこし協力隊の1年目は、役場の会計年度任用職員として勤務したが、居場所の運営と会計年度任用職員として役場で勤務することの実態が合わなくなり、2年目(2024年)から業務委託の形を取って居場所づくりに専念し活動している。東北大学出身の有住氏が、数学、物理、英語を中心に中高生に勉強を教えている。当初、板宮建設金ケ崎営業所を間借りして居場所を開設していたが、今年度から近くの接骨院だった場所を間借りして活動している。有住氏が運営する居場所は「私の居場所」を意味する「Where I Belong」の頭文字を取って、WIB(ウィブ)と命名されている。ここは学習をきっかけに自分の居場所となる空間、教え合いが起こる学習場所である。自習室として運営されているが、学習はきっかけであり、WIBを起点として持続的な心の安心感を持った子ども達が、最終的に地域での主体的な活動につながるような「有住モデル」を提唱している。

○居場所づくりを始めた理由

有住氏は高校生の時、教師になるため塾に通いたかったが家庭の事情により通うことができなかったことが原体験である。有住氏は北上駅前の生涯学習センターで午後9時くらいまで勉強していた。また、その場所では、勉強する中で、その場所に行って話をする事ができる仲間たちとの会話や情報交換を通してコミュニティができた。ところが、自分の地元の金ケ崎町ではそのような場所がなかった。金ケ崎町にも誰でも学ぶことができる環境をつく

⁵² 2009年に総務省が開始した地方創生施策の一環で、都市部から地方へ移住し、地域活性化に取り組む人材を自治体が委嘱する制度である。任期は1～3年で、地域への定住・定着を目指すものである。地域おこし協力隊には、地域ブランドの開発・PR、農林水産業支援、観光振興、空き家活用、地域行事の運営、教育・文化活動等様々なものがある。

りたいと思って居場所づくりを始めた。

○居場所づくりの目的

- ・中高生が主体的にチャレンジできるためのステップとしての拠点をつくる。
- ・中高生が周りの目を気にせず、はじめの半歩を踏み出せる社会をつくる。
- ・中高生が「やってみたい」と言えて、それを受け止める環境を生み出す。

○居場所の運営母体・担い手

運営母体：金ヶ崎町 担い手：有住龍星氏

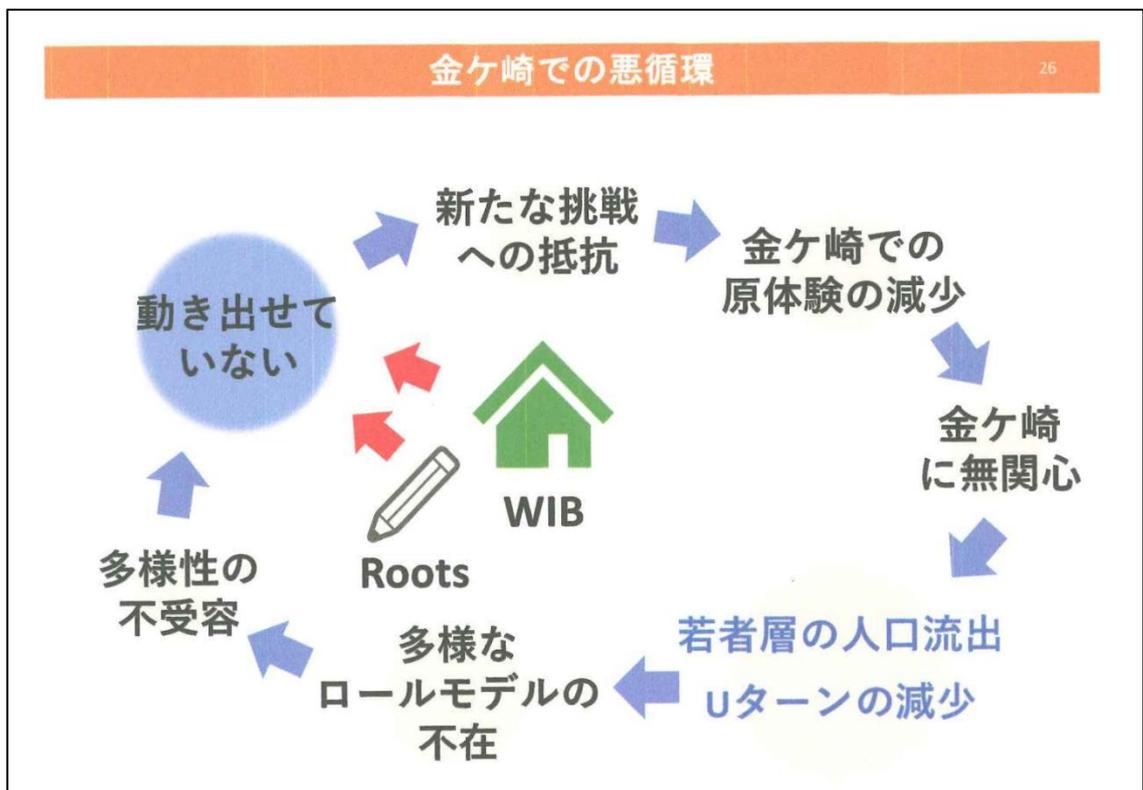
○有住氏が感じた中高生の課題と「有住モデル」

有住氏は、中高生の課題を次のように話している。

居場所を利用する中高生は、確かに勉強もするが、他の利用者と会話をしたり、ボードゲームをしたりしていることもある。このような姿を見て、家と学校以外のコミュニティを持つことが大切だと感じた。また、勉強を頑張りたいと思っていたり、何かにチャレンジしてみたいと思っていたりしても周りの空気を読み、浮いた存在になることを恐れてやりたいことに蓋をしてしまう中高生が多いことを課題だと感じた。せっかくやりたいことがあるのにそこに全力で向かっていけないような学校の環境は問題があるのではないかと思った。

有住氏が感じた「子ども・若者がやりたいことがあるのに動き出せていない」という課題感、次のような悪循環を生み出していると指摘している。[資料5] 地元金ヶ崎町に無関心になった子ども・若者が県外に流出し、ロールモデルが不在となる。この負の流れを断ち切るために、有住氏は居場所づくりに取り組んでいる。

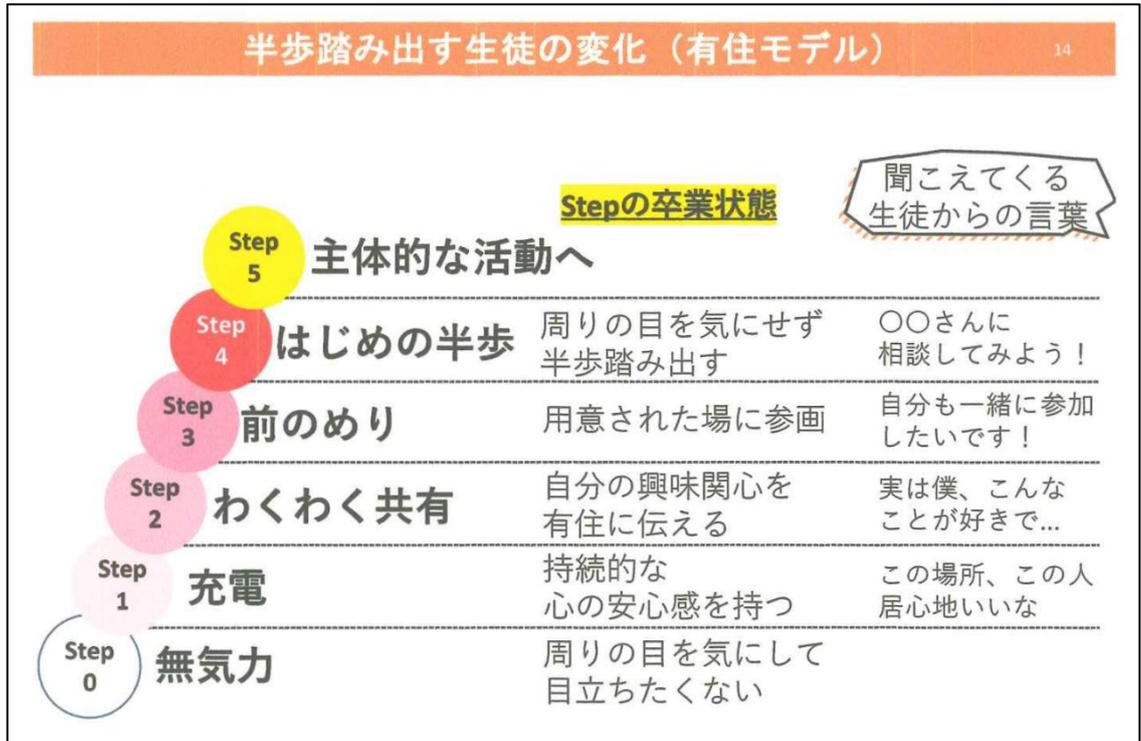
[資料5]



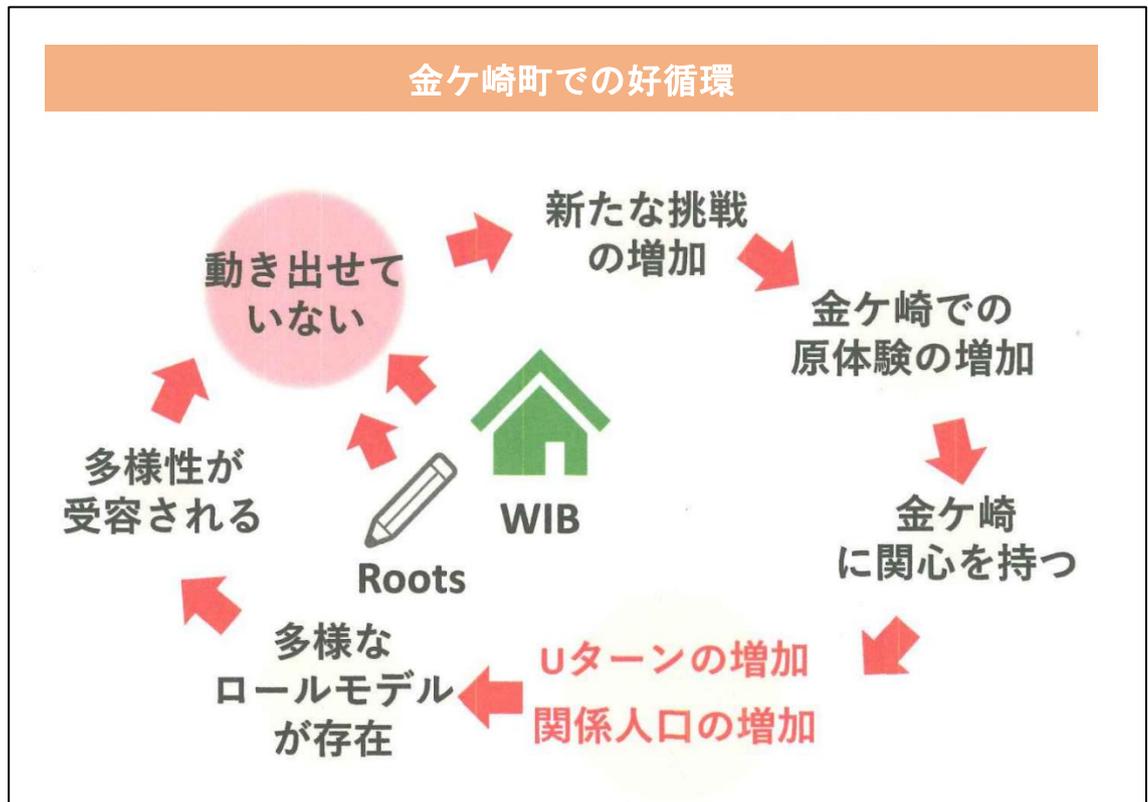
有住氏提供資料より抜粋

上記の負の流れを断ち切るための「半歩踏み出す生徒の変化」として「有住モデル」を提唱している。[資料6]また、[資料7]は、居場所づくりをすることによって、[資料5](p46)の悪循環が好循環に変化した姿である。

[資料6]



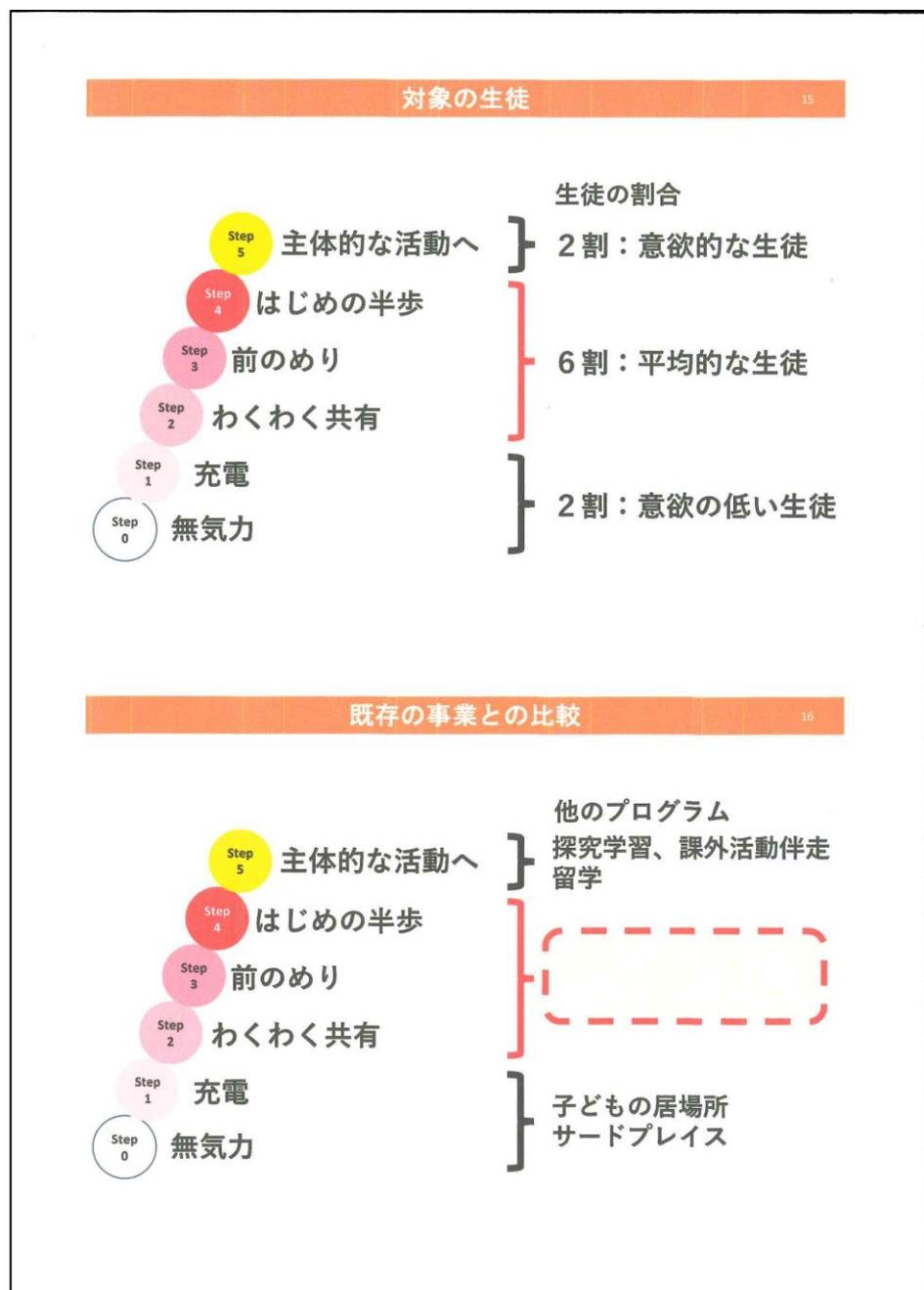
[資料7]



「有住モデル」は、Step0～5の6段階で子ども達の成長をモデル化している。有住氏が課題として感じた周りの目を気にして目立ちたくないという子ども達は Step0の「無気力」段階に当たる。有住氏によると、子ども達が持続的な安心感を持つ Step1の「充電」期間が必要であると言う。そして、Step3の「前のめり」、Step5の「主体的な活動へ」という段階をステップアップしていく。前述の居場所の定義に合致している部分があることは非常に興味深い。最終的に主体的な活動につながっていくところは、ロジャー・ハートの「参画のはしご」に酷似している。

また、有住氏は、Step2～Step4の6割の平均的な子どもに着目している。[資料8] 多くの中高生は、極端に意欲が低い子どもでも意欲的な子どもでもない。やりたいことがあるが周りの目を気にして踏み出せない子どもをどのように主体的な活動へつなげていくかということに着目した点が特徴的である。イベントの企画などに主体的に取り組む隣の仲間や先輩の成長していく姿が、この平均的な子どもたちのロールモデルとなっている。

[資料8]



有住氏提供資料より抜粋

○活動頻度

毎週水・木・金 午後4時～午後9時

町のイベント参加 イベントの企画

年間の活動計画などは決まっていない。

○利用者の年齢層

- ・中学生～高校生が多いが特に設けていない。
- ・訪問時には、昨年度まで高校生として利用していた大学生が夏休みに帰省して利用していた。
- ・社会人として金ヶ崎町に就職した人も利用していた。

○資金・保険について

〈資金〉

地域おこし協力隊の資金年間 200 万円

この活動資金の中から消耗品、視察費用などを支出している。

元接骨院の建物を月 3.5 万円で借りて運営している。

毎月役場へ実施報告をし、資金が余ったら返金する。

〈保険〉

加入していない。イベントへの参加時は、その日限りのボランティア保険に加入している。

○居場所の担い手が行政に求めること

- ・行政での中高生の窓口（チャレンジしたいときどこに行けばいいのか）をはっきりさせてほしい。
- ・現場をもっと見に来てほしい。毎月の書面での報告書では、子どもたちの変化はわからない。利用者の人数だけが居場所の評価ではない。その中で起こっている子どもの変化に敏感になってほしい。
- ・居場所づくりについて、単発のイベントを開催するだけでは効果がない。それではもともと主体的に活動する力がある積極的な子どもが活躍するだけで終わってしまう。

○利用者の声

大学1年生（夏休み中に帰省し利用）

塾も通っていたが、勉強する場所があるということだけで受験勉強を頑張ろうという気持ちになった。勉強がわからないときにすぐに聞くことができる。受験期間を一緒に過ごしてくれたこの場所と仲間へ感謝している。夏祭りに参加したりして他の高校の人とも交流し、つながりができた。もしここがなかったら、塾を探さなければならなかったし、限られた短い時間で受験勉強をしなければならなかった。

高校2年生

家で集中して勉強できない。家は強制力がない。ここに来た方が、仲間がいるので集中

できる。他のいろいろな人が来て交流できる。中学校の同級生で、自分とは別の高校に進学した友達と情報交換できる。ここがなかったら家に帰って、ぼーっとしてテレビ見てばかりだと思う。地域の夏祭りにでるきっかけになった。

金ヶ崎町に就職した利用者

金ヶ崎で夜遅くまで騒がしく学習ができるところがここしかない。夏祭りの会議等もしやすい雰囲気がある。この場の明るさが魅力。お互い名前はよく分かっていないが顔は認知している。高校生もここに来る大人に慣れてきている。

高校2年生（この場に来て数学の点数がアップした利用者）

ここに来るきっかけは、中3の時に知り合いに教えてもらった。週3日ほど来ている。数学を教えてもらえる。家で勉強するより集中できる。家は誘惑するものがたくさんある。勉強を教えてもらえることが良い。この場所をもっといろいろな人を知ってほしい。イベントに参加すると地域の大人と接する機会がある。自分にはない新しい考え方を知ることができる。

○居場所づくりの成果と課題

〈成果〉

- ・自分の目で変化していった子どもを見ることができたこと。
- ・後輩たちがイベントに「自分も出たい」と言ってくれたこと。
(影響を与えるのはすごい誰かではなく、隣の人の変化)
- ・地域の大人たちも変わっていった。大人がサポートしてくれる流れができてきた。中高生がやりたいことが大人につながり、大人がエネルギーをもらう、チャレンジしてみようという気持ちになった大人がいた。
- ・音楽祭をやったが、子どもたちのために自費で音響機器を新調してくれた大人もいた。

〈課題〉

- ・子どもの変容、成長の姿を多くの人に伝え切れていないこと。
- ・地域おこし協力隊は3年で終了してしまうため、今後は地域の大人や企業に協賛してもらいながら持続させていきたい。また、ただ協賛してもらうだけでなく企業のPRになるような広告やイベントの手伝い等も行っていきたい。

○放課後自習室「WIB」の訪問調査を通して

「地域おこし協力隊」という総務省の政策に基づく施策である地域おこし協力隊を利用した居場所づくりとして非常に参考になる事例である。この枠組みを利用しても子ども達の主体性が最大限尊重された居場所づくりが展開されている。有住氏は、「スタートアップの際に、居場所づくりのモデルを確立するために制度を利用することは有効である。しかし、制度に依存しすぎることなく活動していく必要がある」と語っていた。制度終了後のビジョンを持ちながら活動していることに驚いた。本当はやりたいことがあっても思いきりチャレンジすることができない、「空気を読むこと」を優先させられる現代の若者の心理を鋭く見抜く有住氏の洞察力

に感銘を受けた。「子どもたちが、このままやりたいこともやらずに都会に出て行って、地元の金ヶ崎町は何もないと思ってほしくない」という言葉が非常に印象に残った。「有住モデル」で驚いたことは、「この場所は居心地が良い、安心できる」という充電期間が必要であるということである。これは様々な文献調査を通して明らかとなったことと一致している。また、最後は主体的な活動への参画になることからロジャー・ハートの「参画のはしご」とも酷似している。しかし、有住氏の優れたところは、無気力でもなく主体的でもない、中間のステップ段階にいる子ども達（6割の平均的な子ども達）に着目したことである。居場所での交流やイベントへの参加、参画を通して、いつもの仲間がどんどん成長していく姿に刺激され、中間層の子どもが成長していくのは、「ロールモデル」の存在が大きい。「影響を与えるのは、すごい誰かではなくて、身近な隣の人の変化だ」と有住氏は語っていた。これは居場所づくりの大きな要素なのではないだろうか。この活動は、子どもたちだけではなく、地域の大人の意識や生きがいにも変化を与える活動だと感じた。有住氏が行政に求めることから、子どもの居場所づくりの本質が見えてくる。「利用者の人数報告だけが居場所の評価ではない」という言葉から、制度的枠組みとして実施する以上、数字での評価・検証が必須である行政の仕組みと生身の人間を扱う居場所のあり方のずれを痛感する。居場所の評価を数値化した場合、評価の対象になるのは利用者の人数等であり、居場所の本質的な評価になじむのかは疑問である。もっと別の評価・検証のあり方が必要なのではないかと感じた。



1:居場所を運営する有住龍生氏。 2:高校生に気さくに話しかける有住氏、学習だけでなく会話が多くかわされていた。 3:右側でパソコンを開いているのは、金ケ崎町に就職した社会人。ひっきりなしに利用者が訪れる。 4:ソファコーナー、寄贈されたコミックが並ぶ。右奥にある書棚には、大学入試の赤本がズラリと並んでいる。 5:カードゲームやボードゲームもあり、他校の仲間と交流する。 6:夕景。もともと接骨院でガラス張りの外観は地域に開かれている。

以上のように、県内の3つの子どもの居場所づくりを見てきたが、子どもの居場所には、「憧れ」や「斜めの関係」といった要素が含まれることが分かってきた。では、この「斜めの関係」とはどのようなものなのだろうか。居場所論を展開している論者の捉えを見ておきたい。

最初に「斜めの関係」という概念を提示したのは、精神科医の^{かさはらよしみ}笠原嘉である。笠原は、青年期の治療的關係を説明する中で「上下的タテ軸的、直系的な関係から離れた『中立的関係』＝斜めの関係である」と提唱し、家庭や学校の固定的関係から離れた第三の^{えだひろかずのり}枝廣和範が異年齢、異立場の人との関係を重視した居場所づくりの実践から「ナナメの関係」という言葉を広めた。さらに、^{とよしまあきひこ}豊嶋秋彦は「斜めの関係」を叔父-甥的な関係として理論化した。親子のような強い上下関係でも、友人のような対等関係でもない、親密すぎず疎遠過ぎない、非対称性を持った関係であるとしている。⁵³萩原は、この「斜めの関係」についてアニメ「ちびまるこちゃん」に登場する友蔵おじいちゃんと主人公まる子との関係にそれが見られるという興味深い指摘をしている。⁵⁴

以上が、各論者が述べている「斜めの関係」であるが、筆者は居場所を利用している多様な子ども同士、または子どもと居場所づくりをしている大人にもその関係が当てはまると捉えている。

⁵³ 枝廣和憲『青年期の「ナナメの関係」に関する研究』<https://humanservices.jp/wp-content/uploads/2018/08/3edahiro.pdf>（最終閲覧 2025-1-15）

⁵⁴ 萩原建次郎「子ども・若者の居場所と人間形成」東信堂、2018年、p53

ここまで、県内の3つの子どもの居場所づくりを見てきた。文献調査を通した居場所の定義に加え、子どもの居場所には、憧れや斜めの関係といった要素が含まれることが分かった。そこで1年目の研究のまとめとして、子どもの居場所の条件を再定義してみたい。

子どもの居場所の定義は次のようになる。

〈子どもの居場所の基本的な要素〉

- ・子どもの居場所は、ありのままの自分でいられる場所である
- ・子どもの居場所は、誰でも自由に訪れることができる場所である
- ・子どもの居場所には、偶発性や遊び、対話が重要である
- ・子どもの居場所は、子どもの意見が尊重される場所である

〈子どもの居場所に求められる要素〉

- ・子どもの居場所は、他者とのつながりの中で自分を確立する場所である
- ・子どもと大人と一緒に居場所づくりをしていく必要がある
- ・多様で小さな居場所が複数存在することが望ましい
- ・子どもの居場所は、憧れの対象（ロールモデル）になるといった「斜めの関係」が存在する

さらに、これまでの1年次の研究から次の2つの視点を析出した。

【視点1】 社会教育行政が子どもの居場所づくりにどのように関わっているか

これまでの研究を振り返ると、子どもの居場所づくりは、不登校支援等で学校教育、あるいは貧困対策等で福祉部局が多くを担っていることが分かる。そのような特定の子供達に対する支援や居場所づくりは必要であり、これからも継続して行っていくべきである。一方で、社会教育行政の側面から考えたとき、「市民講座」の開催や「青少年育成団体」等の既存の講座、団体を通して人々の居場所をつくって来てはいるが、多様な子供達を対象とした多様な居場所づくりの取組を展開してきたわけではない。社会教育法第2条に、「『社会教育』とは、学校教育における教育課程以外の教育活動をいう」とある通り、家でも学校でもないサードプレイスとしての子供の居場所づくりに社会教育行政が関わることがあるはずである。社会教育行政の地域での居場所づくりにおける立ち位置、関与の在り方・方法についての分析と考察をしていきたい。

【視点2】 子供の主体性がどのように確保されているか

歴史的背景を遡ると、子供の居場所は二種類あると考えられる。一方は「行政主導の制度としての子供の居場所」と、もう一方は「市民の要請から生まれた民間による子供の居場所」である。極端な言い方をすれば、「子供にこうあってもらいたいという大人の立場から見た子供の居場所づくり」と「こうありたいと願う子供主体の居場所づくり」と言うこともできる。これまで見てきた3つの事例は、すべて何らかの制度的枠組みを活用しながらも、子供の権利や参画が重視され、子供が主体となる居場所づくりが実現されていた点が特徴的である。制度に包摂されている場合であっても、制度の外側で展開される場合であっても、いかにして、子供の主体性を確保した居場所づくりを可能にするのかということの分析と考察をしていきたい。

Ⅲ 研究のまとめ

本研究は、子どもの居場所に必要な要素と県内の状況を明らかにするために文献調査や事例調査を行った。

以下に、この調査・研究を通して得られた成果と課題について述べる。

1 研究の成果

- (1) 文献調査によって、子どもの居場所論の成り立ちや歴史的背景、国の政策との関連性等について把握することができた。
- (2) 文献調査によって導き出された子どもの居場所についての定義・概念と、現在進められている居場所づくりの動向と現状、県内における居場所づくりの実態を照らし合わせて考察することができた。
- (3) 子どもの居場所づくりと社会教育との関連性、子ども主体性という次年度調査への視点を析出することができた。

2 今後の課題

- (1) 2つの視点に基づいた居場所づくりの実践を調査・分析することで、子どもにとって意義のある居場所づくりとはどのようなものであるかを明らかにする。また、2つの視点以外の新たな視点が存在するかどうか、存在するとすればどのような視点なのかについて検討する。
- (2) 視点1「社会教育行政の関わり」について、社会教育行政が本来有する「住民主体の活動を尊重し、求められたときに指導・助言を行う」という姿勢が、子どもの居場所づくりの現場でどのように生かされているのかを分析・考察する。
- (3) 視点2「子どもの主体性の確保」について、「子どもの居場所」自体の主体性と「子どもの居場所づくり」における主体性を整理し、両者の相関・関連が見られるのかを分析・考察する。

〈引用文献〉

- 1 レイ・オルデンバーグ 著 『サードプレイス コミュニティの核になる
「とびきり居心地のよい場所」』 みすず書房, 2013年
- 2 萩原建次郎 著 『居場所 生の回復と充溢のトポス』 春風社, 2018年
- 3 萩原建次郎 著 『子ども・若者の居場所と人間形成』 東信堂, 2024年
- 4 田中治彦・萩原建次郎 編著 『若者の居場所と参加 ユースワークが築く新たな社会』
東洋館出版, 2012年
- 5 阿比留久美 著 『孤独と居場所の社会学』 大和書房, 2022年
- 6 阿比留久美 著 『子どものための居場所論』 かもがわ出版, 2022年
- 7 『月刊 社会教育 2025年9月号』 旬報社, 2025年
- 8 内閣官房こども家庭庁設立準備室 『こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書』 2023年
- 9 こども家庭庁 『こどもの居場所づくりに関する指針』 2023年
- 10 岩手県 『いわて県民計画 2024~2028』 2023年
- 11 岩手県 『いわて子どもプラン 2025~2029』 2025年
- 12 盛岡市教育委員会 『盛岡市教育振興基本計画』 2025年
- 13 盛岡市子ども未来部子ども青少年課 『盛岡市こども計画』 2025年
- 14 久慈市教育委員会 『久慈市第1期教育振興基本計画』 2023年
- 15 久慈市 『久慈市総合計画後期』 2021年
- 16 奥州市 『第3次奥州市こどもの権利に関する推進計画』 2025年
- 17 奥州市 『第3期奥州市子ども・子育て支援事業計画』 2025年
- 18 雫石町 『雫石町こども計画』 2025年
- 19 山田町 『山田町第3期子育て支援計画』 2025年
- 20 金ケ崎町 『金ケ崎町第11次総合計画』 2021年
- 21 金ケ崎町教育委員会 『金ケ崎町教育振興基本計画』 2021年
- 22 金ケ崎町 『金ケ崎町第3期子ども子育て支援計画』 2025年

〈主な参考文献〉

- 1 田中治彦 編著 『子ども・若者の居場所の構想 「教育」から「関わり」へ』
学陽書房, 2001年
- 2 総合人間学会 編 『総合人間学9 〈居場所〉の喪失 これからの〈居場所〉』 学文社, 2015年
- 3 柳下換・高橋寛人 編著 『居場所づくりにいま必要なこと 子ども・若者の生きづらさに寄り添う』 明石書店, 2019年
- 4 久田邦明 編著 『子どもと若者の居場所』 萌文社, 2000年
- 5 日野社会教育センター 編著 『人がつながる居場所のつくり方』 WAVE出版, 2014年
- 6 濱野将行 編著 『居場所づくりから始める、ごちゃまぜで社会課題を解決するための不完全な挑戦の事例集』 クリエイツかもがわ, 2024年
- 7 阿部彩 著 『弱者の居場所がない社会 貧困・格差と社会的包摂』 講談社現代新書, 2011年
- 8 小川博久・岩田遵子 著 『子どもの「居場所」を求めて こども集団の連帯性と規範形成』
ななみ書房, 2009年
- 9 こども家庭庁 『こどもの居場所づくりに関する指針 解説書』 2023年

[巻末資料] 令和7年度 事業づくり研修講座

本研究で得られた知見を踏まえ、「子どもの権利や参画」の視点を重視した子どもの居場所づくりに関する研修会を当所の主催で実施した。

お申込みはこちら
📅 10月3日(金)

11 日本郵政グループ
まちづくり

ありのままの自分でいられる場

人との関わりの中で成長する場

様々な活動に主体的に参加する場

講師 岩手大学教育学部 准教授 兼地域社会教育推進室副室長 **深作 拓郎 氏**

〈会 場〉 岩手県立生涯学習推進センター

〈対 象〉 (1) 市町村の公民館・地区センターの職員
(2) 県・市町村の職員(地域おこし協力隊含む)
(3) 地域づくり団体 NPO法人等関係職員 地域に携わる方
(4) 学校関係者 社会福祉協議会職員 子どもの居場所・子ども食堂関係者

お問い合わせ先 岩手県立生涯学習推進センター Tel:0198 (27) 4555

令和7年度 事業づくり研修講座 実施要項



～子どもが輝く場所をあなたの手で～



- 1 **目 的**
子どもたちが安心して過ごせる「居場所」について、必要な視点と手法を学び、具体的な活動につなげる。
- 2 **主 催**
岩手県教育委員会
- 3 **主 管**
岩手県立生涯学習推進センター
- 4 **対 象**
(1) 市町村の公民館 地区センター等の職員
(2) 県・市町村の職員(地域おこし協力隊含む)
(3) 地域づくり団体 NPO法人等関係職員 地域に携わる方
(4) 学校関係者 社会福祉協議会職員 子どもの居場所・子ども食堂関係者
- 5 **定 員**
会場募集：50名
- 6 **期 日**
令和7年10月10日(金)
- 7 **会 場**
岩手県立生涯学習推進センター
〒025-0301 花巻市北湯口2-82-13
TEL 0198-27-4555 FAX 0198-27-4564

8 **受講申込み**

「まなびネットいわて」から申し込み込んでください。

【締切 10月3日(金)】

【開 付】 12:30～13:00

【開会行事】 13:00～

【講義・演習】 13:05～16:30(休憩10分含む)

【子どもが輝く場所をあなたの手で】

講師：岩手大学教育学部 准教授 兼地域社会教育推進室 副室長 深作 拓郎 氏



少子高齢化による家庭や地域のつながりの希薄化、貧困や孤立の深刻化等、子どもを取り巻く課題が山積しています。そこで、現代の子ども達には、第一の居場所である家庭、第二の居場所である学校だけでなく、ありのままの自分でいられる場、人との関わりの中で成長する場、様々な活動に主体的に参加する場である第三の居場所が必要です。地域における居場所づくり事業のポイントを、好事例をもとにしながらワークショップを通して学びます。

【閉 会】 16:30

研修講座アンケート結果（参加者:22人 アンケート回収数:21人）

〈項目集計〉

（1）あなたの年代

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	無回答	計
0	1	3	7	5	5	0	0	21
0%	4.8%	14.3%	33.3%	23.8%	23.8%	0%	0%	100.0%

（2）あなたの所属

市町村の公民館・地区センター等の職員	県・市町村の職員（地域おこし協力隊含む）	地域づくり団体、NPO法人等関係職員	学校関係者、社会福祉協議会職員、子どもの居場所関係者	その他	計
7	6	3	6	2	24
29.2%	25.0%	12.5%	25.0%	8.3%	100.0%

（3）研修会全体の評価

A：有意義	B：どちらかというと有意義	C：どちらかというと有意義でない	D：有意義でない	無回答	計
21	0	0	0	0	21
100.0%	0%	0%	0%	0%	100.0%

〈自由記述〉

- ・子どもの持っている力は改めてすごいと思った。その力を存分に発揮できるように、大人がどうあるべきかとても勉強になった。「子どもを信じ切り、心を離さない」ということを胸に今後の事業を遂行していこうと思う。できることなら子育てをやり直したい。
- ・気づくことが多く、子供や若い世代に向けた事業で主体的に自分の意見を取り入れられる環境作り、スタッフの意識の共有ができるようにしていきたい。
- ・無意識に大人の考えを誘導していたと気付けた。子どもを信じて見守っていきたい。
- ・社会教育の根幹となる話を聞くことができた。
- ・子どもの可能性を信じて、今後の事業を考えていきたいと思った。
- ・研修を通して、自分自身についても振り返り反省点が見えた。これを今後の活動に活かしていきたい。
- ・親として気づかされることばかりでとても勉強になった。押しつけのルールが我が家があり、長女に申し訳なくなった。
- ・子どもを誘導していたと痛感した。子どもを信じ切る、今日から早速実践していきたい。

- ・日頃、高校生に関わっているが、今日の話聞いてとても考えさせられた。また、地域の活動に関わっている方とお話ができとても刺激になった。正直、教員が参加しても良いものか不安だったが、様々学ぶことができた。
- ・時間を忘れるくらい楽しい研修だった。
- ・子どもの気持ち、思いを理解しながら接していきたい。
- ・ワークショップと絡めた講座だったので、長時間が短く感じるほど充実した時間だった。大人がそう思うのだから子ども達が求めていることもこのようなことなのではないか。自ら動く時間、場の設定が大切。公民館に努める者として、何かをやろうとする時、結果（報告）を考えるが、これからは「子どもを第一」に考え、まずはやってみる。「何をしても、何をしなくても良い」心地良い居場所づくりと世代間交流を考えていきたい。
- ・一日開催でも良いと思った。
- ・子どもの話を聴く、聴いているつもりで、「自分の解釈が、子どもの意図していることと違うかもしれないということに気づいていなかった」ということに気づいた。普段、学校等で見かける子どもたちはものすごく忙しそうだと感じていたのに、そのことについて問題意識が低かったと反省した。
- ・「子どもの目線に立つ」「尊重する」ということを改めて意味を持って学ぶことができた。子どもの素直な回答内容がなかなか心に来るものがあった。反省します。
- ・子どもが輝く場所、居場所をつくるためには子どものことを信じ、よく聴き、大人の価値観を押し付けずに子どもが参画できるようにしていきたいと感じた。
- ・戻れるならば、子育て時代に戻ってやり直したいと思った。子ども達は大きい可能性を持っているので、それを活かすような活動を事業につなげたい。子ども達を信じ、声を聞き、活動していきたい。

岩手県立生涯学習推進センター 研修実施報告

事業づくり研修講座

実施日：令和7年10月10日（金）
会場：生涯学習推進センター
受講者：22名

「子どもたちが安心して過ごせる『居場所』について、必要な視点と手法を学び、具体的な活動につなげる」ことを目的とし、研修会を実施しました。公民館、地区センター、地域おこし協力隊、NPO 法人関係者、社会福祉協議会、子ども食堂等、子どもの居場所事業を実際に行っている方やこれから始めようとしている方 22 名が参加し、子どもの権利の視点から居場所のあり方を考えました。

【講義・演習】



岩手大学教育学部 准教授 兼地域社会教育推進室副室長 深作拓郎（ふかさく たくろう）氏を講師に迎え、「こどもが輝く場所をあなたの手で」と題して講義の中に5回の演習を取り入れながら研修会を実施しました。今回の研修会で深作氏が非常に重要視されていたことは、子どもの居場所づくりを子どもの権利保障の観点から考えていくということです。国から出される政策や施策は子どもを一人の人格として認めることや子どもの最善の利益を保障するという観点を大切にしながら作られています。それに関わって「子どもの権利条約」「児童福祉法」「こども基本法」等、子どもの権利がどのように変遷してきたのかということをご講義いただきました。子どもの居場所づくりでは、主体である子どもの意見が尊重され、子ども達が自ら居場所づくりに参画するようなものでなければならないということを教えていただきました。

子どもの意見を尊重するとはどのようなことなのかということを実感するために、深作氏からランドセル選びのドキュメンタリー動画が提示されました。子どもは親や保護者の気持ちを察しながらランドセルを選んでいるということや大人が知らず知らずのうちに子どもを誘導していることがあるということ、この動画から学ぶことができました。

子どもの権利保障や子どもの参画の観点で居場所づくりをしている事例として、奥州市の「ホワイトキャンパス・パステルハウス」、宮城県石巻市の児童センター「らいつ」、青森県弘前市の「こどものまちミニひろさき」の取組を紹介していただきました。

さらに、子ども達がいかに忙しい毎日を送っているかということや大人が考えるために、24 時間時計を使って、グループごとに子ども達の1日をシミュレーションしました。受講者はこの演習を通して、現代の子ども達が放課後いかに自由時間や遊ぶ時間がないのかということを実感していました。



深作氏の講義と演習を通して、大人の価値観や評価を持ち込まないこと、子どもと大人と一緒に居場所をつくっていくこと、子どもを信じ切ること等、子どもの居場所づくりをする上で大切にしたいことを深く考えさせられた有意義な時間となりました。

【受講者の声】

- 「子どもを信じ切り、心を離さない」という言葉を胸に今後の事業を遂行していきたい。
- 大人の考えを無意識に誘導していたと気が付いた。
- 社会教育の根幹となる話を聞くことができた。
- 「何をしても、何もなくてもよい」心地よい居場所づくりと世代間交流を考えていきたい。
- 子どもの話を聴いているつもりでも、子どもが意図していることと違うかもしれないということに気づかされた。

【受講者の評価】

A(有意義)	100%
B(どちらかといえば有意義)	0%
C(どちらかといえば有意義でない)	0%
D(有意義でない)	0%

【担当者から】

子どもの居場所づくりの必要性、重要性を理解し、居場所づくりにチャレンジしてみたいと思ってくれる人が少しでも増えることを願っています。子どもの居場所づくりについて興味がありましたら、ぜひ当センターにご連絡ください。

研究者

社会教育主事	佐々木	学 (主)
社会教育主事	湊	明子 (副)
社会教育主事捕	押切	志郎 (副)